本体

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令　新旧対照条文

○ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条関係） 1
○ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係） 93
○ 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）（第三条関係） 139
○ 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（第五条関係） 140
○ 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（第七条関係） 141
○ 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（第八条関係） 143
○ 浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和六十年建設省令第十一号）（第九条関係） 144
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）（第十条関係） 145
○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）（第十一条関係） 146
○ 官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）（第十二条関係） 148

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（建築基準適合判定資格者検定の受検申込書） 第一条　建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 ２　指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。 （受検者の不正行為に対する報告） 第一条の二　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第五条の二第二項の規定により法第五条第六項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） （構造計算適合判定資格者検定の受検申込書） 第一条の二の二　構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号の二様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならな	（受検申込書） 第一条　建築基準適合判定資格者検定（指定資格検定機関が資格検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。 ２　指定資格検定機関が資格検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に同項の写真を添え、指定資格検定機関の定めるところにより、これを指定資格検定機関に提出しなければならない。 （受検者の不正行為に対する報告） 第一条の二　指定資格検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第五条の二第二項の規定により法第五条第六項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） （新設）

い。

（準用）

第一条の二の三　第一条第二項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第一条の二の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第五条の五第二項において読み替えて準用する法第五条の二第二項の規定により法第五条の四第五項において準用する法第五条第六項に規定する国土交通大臣の職権を行つたときについて準用する。この場合において、第一条第二項中「前項」とあるのは「第一条の二の二」と読み替えるものとする。

（確認申請書の様式）

第一条の三　（略）

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の表二の各項のい欄並びに表五の二項及び三項のい欄に掲げる建築物　それぞれ表二の各項のろ欄に掲げる図書並びに表五の二項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の三項の(ろ)欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大

（確認申請書の様式）

第一条の三　（略）

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の表二の各項のい欄に掲げる建築物　当該各項のろ欄に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項のろ欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたもの

臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変更をする建築物を除く。）それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

(i)・(ii) （略）

(3) （略）

二・三 （略）

においては表二の(一)項の(ろ)欄並びに次の表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを除く。）

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書及び次の表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書に代えて当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書とする。用途変更の場合においては、表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書及び表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。）。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもつて代えることができる。

(i)・(ii) （略）

(3) （略）

二・三 （略）

四　申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において同じ。）にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において単に「証明書」という。）の写し

		(ろ)				
		図書の書類	明示すべき事項			
一	（略）					
二	(一)	（略）	（略）	（略）	（略）	(二)
	(い)	法第二十条の規定が適用される建築物				法第二十一条の規定が適用される建築物
		（略）	第八条の三の規定が適用される建築物	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物
		（略）	法第二十一条第二項の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	令第三十六条の四に規定する構造方法	各階平面図
		（略）	耐力壁及び非耐力壁の位置	壁等の位置		

四　申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号及び第三条第三項第四号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において同じ。）にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において単に「証明書」という。）の写し

		(ろ)				
		図書の書類	明示すべき事項			
一	（略）					
二	(一)	（略）	（略）	（略）	（略）	(二)
	(い)	法第二十条の規定が適用される建築物				法第二十一条の規定が適用される建築物
		（略）	第八条の三の規定が適用される建築物	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	法第二十一条第二項の規定が適用
		（略）	（新設）	（新設）	（新設）	
		（略）	各階平面図			
		（略）	耐力壁及び非耐力壁の位置			

される建築物		壁等による区画の位置及び面積
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び壁等の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十一条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	法第二十一条第二項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
(九)	(略)	(略)
法第二十七条の規定が適用される建築物	(略)	(略)
法第二十七条第一項の規定が適用される建築物	(略)	(略)
	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	その他法第二十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	法第二十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

される建築物		
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
	(新設)	(新設)
(九)	(略)	(略)
法第二十七条の規定が適用される建築物	(略)	(略)
法第二十七条第一項本文の規定が適用される建築物	(略)	(略)
	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	(新設)	(新設)

法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	（削る）	開口部及び防火設備の位置	（削る）
	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
	（削る）		（削る）
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	

法第二十七条第三項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
		耐力壁及び非耐力壁の位置	
		外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
	耐火構造等の主要構造部、軒裏、天		

法第二十七条第一項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	敷地内における通路の位置及び幅員	
	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
		耐力壁及び非耐力壁の位置	
		避難上有効なバルコニーの位置	
	二面以上の立面図	令第百十五条の二の二第一項第三号に規定する窓その他の開口部の構造	
	耐火構造等の構造詳細図	令第百十五条の二の二第一項第一号に規定する部分、令第百十五条の二の二第一項第四号ハに規定するひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	

法第二十七条第二項の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
		耐力壁及び非耐力壁の位置	
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
	耐火構造等の主要構造部、軒裏、天		

	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（四十七）	法第六十七条の三の規定が適用される建築物		法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号又は第九項第二号の規定が適用される建築物	法第六十七条の三第四項の規定が適用される建築物	法第六十七条の三第三項第二号、第二号又は第九項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	付近見取図	構造詳細図	敷地の位置	井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（六十三）	法第八十六条の七の規定が適用される建築物		令第百三十七条の二の規定が適用される建築物		既存不適格調書	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロ又は第五号イ若しくはロ又は第六号イ若しくはロ又は第七号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロ又は第九号イ若しくはロ又は第十号イ若しくはロ又は第十一号イ若しくはロ又は第十二号イ若しくはロ又は第十三号イ若しくはロ又は第十四号イ若しくはロ又は第十五号イ若しくはロ又は第十六号イ若しくはロ又は第十七号イ若しくはロ又は第十八号イ若しくはロ又は第十九号イ若しくはロ又は第二十号イ若しくはロ又は第二十一号イ若しくはロ又は第二十二号イ若しくはロ又は第二十三号イ若しくはロ又は第二十四号イ若しくはロ又は第二十五号イ若しくはロ又は第二十六号イ若しくはロ又は第二十七号イ若しくはロ又は第二十八号イ若しくはロ又は第二十九号イ若しくはロ又は第三十号イ若しくはロ又は第三十一号イ若しくはロ又は第三十二号イ若しくはロ又は第三十三号イ若しくはロ又は第三十四号イ若しくはロ又は第三十五号イ若しくはロ又は第三十六号イ若しくはロ又は第三十七号イ若しくはロ又は第三十八号イ若しくはロ又は第三十九号イ若しくはロ又は第四十号イ若しくはロ又は第四十一号イ若しくはロ又は第四十二号イ若しくはロ又は第四十三号イ若しくはロ又は第四十四号イ若しくはロ又は第四十五号イ若しくはロ又は第四十六号イ若しくはロ又は第四十七号イ若しくはロ又は第四十八号イ若しくはロ又は第四十九号イ若しくはロ又は第五十号イ若しくはロ又は第五十一号イ若しくはロ又は第五十二号イ若しくはロ又は第五十三号イ若しくはロ又は第五十四号イ若しくはロ又は第五十五号イ若しくはロ又は第五十六号イ若しくはロ又は第五十七号イ若しくはロ又は第五十八号イ若しくはロ又は第五十九号イ若しくはロ又は第六十号イ若しくはロ又は第六十一号イ若しくはロ又は第六十二号イ若しくはロ又は第六十三号イ若しくはロ又は第六十四号イ若しくはロ又は第六十五号イ若しくはロ又は第六十六号イ若しくはロ又は第六十七号イ若しくはロ又は第六十八号イ若しくはロ又は第六十九号イ若しくはロ又は第七十号イ若しくはロ又は第七十一号イ若しくはロ又は第七十二号イ若しくはロ又は第七十三号イ若しくはロ又は第七十四号イ若しくはロ又は第七十五号イ若しくはロ又は第七十六号イ若しくはロ又は第七十七号イ若しくはロ又は第七十八号イ若しくはロ又は第七十九号イ若しくはロ又は第八十号イ若しくはロ又は第八十一号イ若しくはロ又は第八十二号イ若しくはロ又は第八十三号イ若しくはロ又は第八十四号イ若しくはロ又は第八十五号イ若しくはロ又は第八十六号イ若しくはロ又は第八十七号イ若しくはロ又は第八十八号イ若しくはロ又は第八十九号イ若しくはロ又は第九十号イ若しくはロ又は第九十一号イ若しくはロ又は第九十二号イ若しくはロ又は第九十三号イ若しくはロ又は第九十四号イ若しくはロ又は第九十五号イ若しくはロ又は第九十六号イ若しくはロ又は第九十七号イ若しくはロ又は第九十八号イ若しくはロ又は第九十九号イ若しくはロ又は第百号イ若しくはロ又は第百一号イ若しくはロ又は第百二号イ若しくはロ又は第百三号イ若しくはロ又は第百四号イ若しくはロ又は第百五号イ若しくはロ又は第百六号イ若しくはロ又は第百七号イ若しくはロ又は第百八号イ若しくはロ又は第百九号イ若しくはロ又は第百十号イ若しくはロ又は第百十一号イ若しくはロ又は第百十二号イ若しくはロ又は第百十三号イ若しくはロ又は第百十四号イ若しくはロ又は第百十五号イ若しくはロ又は第百十六号イ若しくはロ又は第百十七号イ若しくはロ又は第百十八号イ若しくはロ又は第百十九号イ若しくはロ又は第百二十号イ若しくはロ又は第百二十一号イ若しくはロ又は第百二十二号イ若しくはロ又は第百二十三号イ若しくはロ又は第百二十四号イ若しくはロ又は第百二十五号イ若しくはロ又は第百二十六号イ若しくはロ又は第百二十七号イ若しくはロ又は第百二十八号イ若しくはロ又は第百二十九号イ若しくはロ又は第百三十号イ若しくはロ又は第百三十一号イ若しくはロ又は第百三十二号イ若しくはロ又は第百三十三号イ若しくはロ又は第百三十四号イ若しくはロ又は第百三十五号イ若しくはロ又は第百三十六号イ若しくはロ又は第百三十七号イ若しくはロ又は第百三十八号イ若しくはロ又は第百三十九号イ若しくはロ又は第百四十号イ若しくはロ又は第百四十一号イ若しくはロ又は第百四十二号イ若しくはロ又は第百四十三号イ若しくはロ又は第百四十四号イ若しくはロ又は第百四十五号イ若しくはロ又は第百四十六号イ若しくはロ又は第百四十七号イ若しくはロ又は第百四十八号イ若しくはロ又は第百四十九号イ若しくはロ又は第百五十号イ若しくはロ又は第百五十一号イ若しくはロ又は第百五十二号イ若しくはロ又は第百五十三号イ若しくはロ又は第百五十四号イ若しくはロ又は第百五十五号イ若しくはロ又は第百五十六号イ若しくはロ又は第百五十七号イ若しくはロ又は第百五十八号イ若しくはロ又は第百五十九号イ若しくはロ又は第百六十号イ若しくはロ又は第百六十一号イ若しくはロ又は第百六十二号イ若しくはロ又は第百六十三号イ若しくはロ又は第百六十四号イ若しくはロ又は第百六十五号イ若しくはロ又は第百六十六号イ若しくはロ又は第百六十七号イ若しくはロ又は第百六十八号イ若しくはロ又は第百六十九号イ若しくはロ又は第百七十号イ若しくはロ又は第百七十一号イ若しくはロ又は第百七十二号イ若しくはロ又は第百七十三号イ若しくはロ又は第百七十四号イ若しくはロ又は第百七十五号イ若しくはロ又は第百七十六号イ若しくはロ又は第百七十七号イ若しくはロ又は第百七十八号イ若しくはロ又は第百七十九号イ若しくはロ又は第百八十号イ若しくはロ又は第百八十一号イ若しくはロ又は第百八十二号イ若しくはロ又は第百八十三号イ若しくはロ又は第百八十四号イ若しくはロ又は第百八十五号イ若しくはロ又は第百八十六号イ若しくはロ又は第百八十七号イ若しくはロ又は第百八十八号イ若しくはロ又は第百八十九号イ若しくはロ又は第百九十号イ若しくはロ又は第百九十一号イ若しくはロ又は第百九十二号イ若しくはロ又は第百九十三号イ若しくはロ又は第百九十四号イ若しくはロ又は第百九十五号イ若しくはロ又は第百九十六号イ若しくはロ又は第百九十七号イ若しくはロ又は第百九十八号イ若しくはロ又は第百九十九号イ若しくはロ又は第二百号イ若しくはロ又は第二百一号イ若しくはロ又は第二百二号イ若しくはロ又は第二百三号イ若しくはロ又は第二百四号イ若しくはロ又は第二百五号イ若しくはロ又は第二百六号イ若しくはロ又は第二百七号イ若しくはロ又は第二百八号イ若しくはロ又は第二百九号イ若しくはロ又は第二百十号イ若しくはロ又は第二百十一号イ若しくはロ又は第二百十二号イ若しくはロ又は第二百十三号イ若しくはロ又は第二百十四号イ若しくはロ又は第二百十五号イ若しくはロ又は第二百十六号イ若しくはロ又は第二百十七号イ若しくはロ又は第二百十八号イ若しくはロ又は第二百十九号イ若しくはロ又は第二百二十号イ若しくはロ又は第二百二十一号イ若しくはロ又は第二百二十二号イ若しくはロ又は第二百二十三号イ若しくはロ又は第二百二十四号イ若しくはロ又は第二百二十五号イ若しくはロ又は第二百二十六号イ若しくはロ又は第二百二十七号イ若しくはロ又は第二百二十八号イ若しくはロ又は第二百二十九号イ若しくはロ又は第二百三十号イ若しくはロ又は第二百三十一号イ若しくはロ又は第二百三十二号イ若しくはロ又は第二百三十三号イ若しくはロ又は第二百三十四号イ若しくはロ又は第二百三十五号イ若しくはロ又は第二百三十六号イ若しくはロ又は第二百三十七号イ若しくはロ又は第二百三十八号イ若しくはロ又は第二百三十九号イ若しくはロ又は第二百四十号イ若しくはロ又は第二百四十一号イ若しくはロ又は第二百四十二号イ若しくはロ又は第二百四十三号イ若しくはロ又は第二百四十四号イ若しくはロ又は第二百四十五号イ若しくはロ又は第二百四十六号イ若しくはロ又は第二百四十七号イ若しくはロ又は第二百四十八号イ若しくはロ又は第二百四十九号イ若しくはロ又は第二百五十号イ若しくはロ又は第二百五十一号イ若しくはロ又は第二百五十二号イ若しくはロ又は第二百五十三号イ若しくはロ又は第二百五十四号イ若しくはロ又は第二百五十五号イ若しくはロ又は第二百五十六号イ若しくはロ又は第二百五十七号イ若しくはロ又は第二百五十八号イ若しくはロ又は第二百五十九号イ若しくはロ又は第二百六十号イ若しくはロ又は第二百六十一号イ若しくはロ又は第二百六十二号イ若しくはロ又は第二百六十三号イ若しくはロ又は第二百六十四号イ若しくはロ又は第二百六十五号イ若しくはロ又は第二百六十六号イ若しくはロ又は第二百六十七号イ若しくはロ又は第二百六十八号イ若しくはロ又は第二百六十九号イ若しくはロ又は第二百七十号イ若しくはロ又は第二百七十一号イ若しくはロ又は第二百七十二号イ若しくはロ又は第二百七十三号イ若しくはロ又は第二百七十四号イ若しくはロ又は第二百七十五号イ若しくはロ又は第二百七十六号イ若しくはロ又は第二百七十七号イ若しくはロ又は第二百七十八号イ若しくはロ又は第二百七十九号イ若しくはロ又は第二百八十号イ若しくはロ又は第二百八十一号イ若しくはロ又は第二百八十二号イ若しくはロ又は第二百八十三号イ若しくはロ又は第二百八十四号イ若しくはロ又は第二百八十五号イ若しくはロ又は第二百八十六号イ若しくはロ又は第二百八十七号イ若しくはロ又は第二百八十八号イ若しくはロ又は第二百八十九号イ若しくはロ又は第二百九十号イ若しくはロ又は第二百九十一号イ若しくはロ又は第二百九十二号イ若しくはロ又は第二百九十三号イ若しくはロ又は第二百九十四号イ若しくはロ又は第二百九十五号イ若しくはロ又は第二百九十六号イ若しくはロ又は第二百九十七号イ若しくはロ又は第二百九十八号イ若しくはロ又は第二百九十九号イ若しくはロ又は第三百号イ若しくはロ又は第三百一号イ若しくはロ又は第三百二号イ若しくはロ又は第三百三号イ若しくはロ又は第三百四号イ若しくはロ又は第三百五号イ若しくはロ又は第三百六号イ若しくはロ又は第三百七号イ若しくはロ又は第三百八号イ若しくはロ又は第三百九号イ若しくはロ又は第三百十号イ若しくはロ又は第三百十一号イ若しくはロ又は第三百十二号イ若しくはロ又は第三百十三号イ若しくはロ又は第三百十四号イ若しくはロ又は第三百十五号イ若しくはロ又は第三百十六号イ若しくはロ又は第三百十七号イ若しくはロ又は第三百十八号イ若しくはロ又は第三百十九号イ若しくはロ又は第三百二十号イ若しくはロ又は第三百二十一号イ若しくはロ又は第三百二十二号イ若しくはロ又は第三百二十三号イ若しくはロ又は第三百二十四号イ若しくはロ又は第三百二十五号イ若しくはロ又は第三百二十六号イ若しくはロ又は第三百二十七号イ若しくはロ又は第三百二十八号イ若しくはロ又は第三百二十九号イ若しくはロ又は第三百三十号イ若しくはロ又は第三百三十一号イ若しくはロ又は第三百三十二号イ若しくはロ又は第三百三十三号イ若しくはロ又は第三百三十四号イ若しくはロ又は第三百三十五号イ若しくはロ又は第三百三十六号イ若しくはロ又は第三百三十七号イ若しくはロ又は第三百三十八号イ若しくはロ又は第三百三十九号イ若しくはロ又は第三百四十号イ若しくはロ又は第三百四十一号イ若しくはロ又は第三百四十二号イ若しくはロ又は第三百四十三号イ若しくはロ又は第三百四十四号イ若しくはロ又は第三百四十五号イ若しくはロ又は第三百四十六号イ若しくはロ又は第三百四十七号イ若しくはロ又は第三百四十八号イ若しくはロ又は第三百四十九号イ若しくはロ又は第三百五十号イ若しくはロ又は第三百五十一号イ若しくはロ又は第三百五十二号イ若しくはロ又は第三百五十三号イ若しくはロ又は第三百五十四号イ若しくはロ又は第三百五十五号イ若しくはロ又は第三百五十六号イ若しくはロ又は第三百五十七号イ若しくはロ又は第三百五十八号イ若しくはロ又は第三百五十九号イ若しくはロ又は第三百六十号イ若しくはロ又は第三百六十一号イ若しくはロ又は第三百六十二号イ若しくはロ又は第三百六十三号イ若しくはロ又は第三百六十四号イ若しくはロ又は第三百六十五号イ若しくはロ又は第三百六十六号イ若しくはロ又は第三百六十七号イ若しくはロ又は第三百六十八号イ若しくはロ又は第三百六十九号イ若しくはロ又は第三百七十号イ若しくはロ又は第三百七十一号イ若しくはロ又は第三百七十二号イ若しくはロ又は第三百七十三号イ若しくはロ又は第三百七十四号イ若しくはロ又は第三百七十五号イ若しくはロ又は第三百七十六号イ若しくはロ又は第三百七十七号イ若しくはロ又は第三百七十八号イ若しくはロ又は第三百七十九号イ若しくはロ又は第三百八十号イ若しくはロ又は第三百八十一号イ若しくはロ又は第三百八十二号イ若しくはロ又は第三百八十三号イ若しくはロ又は第三百八十四号イ若しくはロ又は第三百八十五号イ若しくはロ又は第三百八十六号イ若しくはロ又は第三百八十七号イ若しくはロ又は第三百八十八号イ若しくはロ又は第三百八十九号イ若しくはロ又は第三百九十号イ若しくはロ又は第三百九十一号イ若しくはロ又は第三百九十二号イ若しくはロ又は第三百九十三号イ若しくはロ又は第三百九十四号イ若しくはロ又は第三百九十五号イ若しくはロ又は第三百九十六号イ若しくはロ又は第三百九十七号イ若しくはロ又は第三百九十八号イ若しくはロ又は第三百九十九号イ若しくはロ又は第四百号イ若しくはロ又は第四百一号イ若しくはロ又は第四百二号イ若しくはロ又は第四百三号イ若しくはロ又は第四百四号イ若しくはロ又は第四百五号イ若しくはロ又は第四百六号イ若しくはロ又は第四百七号イ若しくはロ又は第四百八号イ若しくはロ又は第四百九号イ若しくはロ又は第四百十号イ若しくはロ又は第四百十一号イ若しくはロ又は第四百十二号イ若しくはロ又は第四百十三号イ若しくはロ又は第四百十四号イ若しくはロ又は第四百十五号イ若しくはロ又は第四百十六号イ若しくはロ又は第四百十七号イ若しくはロ又は第四百十八号イ若しくはロ又は第四百十九号イ若しくはロ又は第四百二十号イ若しくはロ又は第四百二十一号イ若しくはロ又は第四百二十二号イ若しくはロ又は第四百二十三号イ若しくはロ又は第四百二十四号イ若しくはロ又は第四百二十五号イ若しくはロ又は第四百二十六号イ若しくはロ又は第四百二十七号イ若しくはロ又は第四百二十八号イ若しくはロ又は第四百二十九号イ若しくはロ又は第四百三十号イ若しくはロ又は第四百三十一号イ若しくはロ又は第四百三十二号イ若しくはロ又は第四百三十三号イ若しくはロ又は第四百三十四号イ若しくはロ又は第四百三十五号イ若しくはロ又は第四百三十六号イ若しくはロ又は第四百三十七号イ若しくはロ又は第四百三十八号イ若しくはロ又は第四百三十九号イ若しくはロ又は第四百四十号イ若しくはロ又は第四百四十一号イ若しくはロ又は第四百四十二号イ若しくはロ又は第四百四十三号イ若しくはロ又は第四百四十四号イ若しくはロ又は第四百四十五号イ若しくはロ又は第四百四十六号イ若しくはロ又は第四百四十七号イ若しくはロ又は第四百四十八号イ若しくはロ又は第四百四十九号イ若しくはロ又は第五百号イ若しくはロ又は第五百一号イ若しくはロ又は第五百二号イ若しくはロ又は第五百三号イ若しくはロ又は第五百四号イ若しくはロ又は第五百五号イ若しくはロ又は第五百六号イ若しくはロ又は第五百七号イ若しくはロ又は第五百八号イ若しくはロ又は第五百九号イ若しくはロ又は第五百十号イ若しくはロ又は第五百十一号イ若しくはロ又は第五百十二号イ若しくはロ又は第五百十三号イ若しくはロ又は第五百十四号イ若しくはロ又は第五百十五号イ若しくはロ又は第五百十六号イ若しくはロ又は第五百十七号イ若しくはロ又は第五百十八号イ若しくはロ又は第五百十九号イ若しくはロ又は第五百二十号イ若しくはロ又は第五百二十一号イ若しくはロ又は第五百二十二号イ若しくはロ又は第五百二十三号イ若しくはロ又は第五百二十四号イ若しくはロ又は第五百二十五号イ若しくはロ又は第五百二十六号イ若しくはロ又は第五百二十七号イ若しくはロ又は第五百二十八号イ若しくはロ又は第五百二十九号イ若しくはロ又は第五百三十号イ若しくはロ又は第五百三十一号イ若しくはロ又は第五百三十二号イ若しくはロ又は第五百三十三号イ若しくはロ又は第五百三十四号イ若しくはロ又は第五百三十五号イ若しくはロ又は第五百三十六号イ若しくはロ又は第五百三十七号イ若しくはロ又は第五百三十八号イ若しくはロ又は第五百三十九号イ若しくはロ又は第五百四十号イ若しくはロ又は第五百四十一号イ若しくはロ又は第五百四十二号イ若しくはロ又は第五百四十三号イ若しくはロ又は第五百四十四号イ若しくはロ又は第五百四十五号イ若しくはロ又は第五百四十六号イ若しくはロ又は第五百四十七号イ若しくはロ又は第五百四十八号イ若しくはロ又は第五百四十九号イ若しくはロ又は第五百五十号イ若しくはロ又は第五百五十一号イ若しくはロ又は第五百五十二号イ若しくはロ又は第五百五十三号イ若しくはロ又は第五百五十四号イ若しくはロ又は第五百五十五号イ若しくはロ又は第五百五十六号イ若しくはロ又は第五百五十七号イ若しくはロ又は第五百五十八号イ若しくはロ又は第五百五十九号イ若しくはロ又は第五百六十号イ若しくはロ又は第五百六十一号イ若しくはロ又は第五百六十二号イ若しくはロ又は第五百六十三号イ若しくはロ又は第五百六十四号イ若しくはロ又は第五百六十五号イ若しくはロ又は第五百六十六号イ若しくはロ又は第五百六十七号イ若しくはロ又は第五百六十八号イ若しくはロ又は第五百六十九号イ若しくはロ又は第五百七十号イ若しくはロ又は第五百七十一号イ若しくはロ又は第五百七十二号イ若しくはロ又は第五百七十三号イ若しくはロ又は第五百七十四号イ若しくはロ又は第五百七十五号イ若しくはロ又は第五百七十六号イ若しくはロ又は第五百七十七号イ若しくはロ又は第五百七十八号イ若しくはロ又は第五百七十九号イ若しくはロ又は第五百八十号イ若しくはロ又は第五百八十一号イ若しくはロ又は第五百八十二号イ若しくはロ又は第五百八十三号イ若しくはロ又は第五百八十四号イ若しくはロ又は第五百八十五号イ若しくはロ又は第五百八十六号イ若しくはロ又は第五百八十七号イ若しくはロ又は第五百八十八号イ若しくはロ又は第五百八十九号イ若しくはロ又は第五百九十号イ若しくはロ又は第五百九十一号イ若しくはロ又は第五百九十二号イ若しくはロ又は第五百九十三号イ若しくはロ又は第五百九十四号イ若しくはロ又は第五百九十五号イ若しくはロ又は第五百九十六号イ若しくはロ又は第五百九十七号イ若しくはロ又は第五百九十八号イ若しくはロ又は第五百九十九号イ若しくはロ又は第六百号イ若しくはロ又は第六百一号イ若しくはロ又は第六百二号イ若しくはロ又は第六百三号イ若しくはロ又は第六百四号イ若しくはロ又は第六百五号イ若しくはロ又は第六百六号イ若しくはロ又は第六百七号イ若しくはロ又は第六百八号イ若しくはロ又は第六百九号イ若しくはロ又は第六百十号イ若しくはロ又は第六百十一号イ若しくはロ又は第六百十二号イ若しくはロ又は第六百十三号イ若しくはロ又は第六百十四号イ若しくはロ又は第六百十五号イ若しくはロ又は第六百十六号イ若しくはロ又は第六百十七号イ若しくはロ又は第六百十八号イ若しくはロ又は第六百十九号イ若しくはロ又は第六百二十号イ若しくはロ又は第六百二十一号イ若しくはロ又は第六百二十二号イ若しくはロ又は第六百二十三号イ若しくはロ又は第六百二十四号イ若しくはロ又は第六百二十五号イ若しくはロ又は第六百二十六号イ若しくはロ又は第六百二十七号イ若しくはロ又は第六百二十八号イ若しくはロ又は第六百二十九号イ若しくはロ又は第六百三十号イ若しくはロ又は第六百三十一号イ若しくはロ又は第六百三十二号イ若しくはロ又は第六百三十三号イ若しくはロ又は第六百三十四号イ若しくはロ又は第六百三十五号イ若しくはロ又は第六百三十六号イ若しくはロ又は第六百三十七号イ若しくはロ又は第六百三十八号イ若しくはロ又は第六百三十九号イ若しくはロ又は第六百四十号イ若しくはロ又は第六百四十一号イ若しくはロ又は第六百四十二号イ若しくはロ又は第六百四十三号イ若しくはロ又は第六百四十四号イ若しくはロ又は第六百四十五号イ若しくはロ又は第六百四十六号イ若しくはロ又は第六百四十七号イ若しくはロ又は第六百四十八号イ若しくはロ又は第六百四十九号イ若しくはロ又は第七百号イ若しくはロ又は第七百一号イ若しくはロ又は第七百二号イ若しくはロ又は第七百三号イ若しくはロ又は第七百四号イ若しくはロ又は第七百五号イ若しくはロ又は第七百六号イ若しくはロ又は第七百七号イ若しくはロ又は第七百八号イ若しくはロ又は第七百九号イ若しくはロ又は第七百十号イ若しくはロ又は第七百十一号イ若しくはロ又は第七百十二号イ若しくはロ又は第七百十三号イ若しくはロ又は第七百十四号イ若しくはロ又は第七百十五号イ若しくはロ又は第七百十六号イ若しくはロ又は第七百十七号イ若しくはロ又は第七百十八号イ若しくはロ又は第七百十九号イ若しくはロ又は第七百二十号イ若しくはロ又は第七百二十一号イ若しくはロ又は第七百二十二号イ若しくはロ又は第七百二十三号イ若しくはロ又は第七百二十四号イ若しくはロ又は第七百二十五号イ若しくはロ又は第七百二十六号イ若しくはロ又は第七百二十七号イ若しくはロ又は第七百二十八号イ若しくはロ又は第七百二十九号イ若しくはロ又は第七百三十号イ若しくはロ又は第七百三十一号イ若しくはロ又は第七百三十二号イ若しくはロ又は第七百三十三号イ若しくはロ又は第七百三十四号イ若しくはロ又は第七百三十五号イ若しくはロ又は第七百三十六号イ若しくはロ又は第七百三十七号イ若しくはロ又は第七百三十八号イ若しくはロ又は第七百三十九号イ若しくはロ又は第七百四十号イ若しくはロ又は第七百四十一号イ若しくはロ又は第七百四十二号イ若しくはロ又は第七百四十三号イ若しくはロ又は第七百四十四号イ若しくはロ又は第七百四十五号イ若しくはロ又は第七百四十六号イ若しくはロ又は第七百四十七号イ若しくはロ又は第七百四十八号イ若しくはロ又は第七百四十九号イ若しくはロ又は第八百号イ若しくはロ又は第八百一号イ若しくはロ又は第八百二号イ若しくはロ又は第八百三号イ若しくはロ又は第八百四号イ若しくはロ又は第八百五号イ若しくはロ又は第八百六号イ若しくはロ又は第八百七号イ若しくはロ又は第八百八号イ若しくはロ又は第八百九号イ若しくはロ又は第八百十号イ若しくはロ又は第八百十一号イ若しくはロ又は第八百十二号イ若しくはロ又は第八百十三号イ若しくはロ又は第八百十四号イ若しくはロ又は第八百十五号イ若しくはロ又は第八百十六号イ若しくはロ又は第八百十七号イ若しくはロ又は第八百十八号イ若しくはロ又は第八百十九号イ若しくはロ又は第八百二十号イ若しくはロ又は第八百二十一号イ若しくはロ又は第八百二十二号イ若しくはロ又は第八百二十三号イ若しくはロ又は第八百二十四号イ若しくはロ又は第八百二十五号イ若しくはロ又は第八百二十六号イ若しくはロ又は第八百二十七号イ若しくはロ又は第八百二十八号イ若しくはロ又は第八百二十九号イ若しくはロ又は第八百三十号イ若しくはロ又は第八百三十一号イ若しくはロ又は第八百三十二号イ若しくはロ又は第八百三十三号イ若しくはロ又は第八百三十四号イ若しくはロ又は第八百三十五号イ若しくはロ又は第八百三十六号イ若しくはロ又は第八百三十七号イ若しくはロ又は第八百三十八号イ若しくはロ又は第八百三十九号イ若しくはロ又は第八百四十号イ若しくはロ又は第八百四十一号イ若しくはロ又は第八百四十二号イ若しくはロ又は第八百四十三号イ若しくはロ又は第八百四十四号イ若しくはロ又は第八百四十五号イ若しくはロ又は第八百四十六号イ若しくはロ又は第八百四十七号イ若しくはロ又は第八百四十八号イ若しくはロ又は第八百四十九号イ若しくはロ又は第九百号イ若しくはロ又は第九百一号イ若しくはロ又は第九百二号イ若しくはロ又は第九百三号イ若しくはロ又は第九百四号イ若しくはロ又は第九百五号イ若しくはロ又は第九百六号イ若しくはロ又は第九百七号イ若しくはロ又は第九百八号イ若しくはロ又は第九百九号イ若しくはロ又は第九百十号イ若しくはロ又は第九百十一号イ若しくはロ又は第九百十二号イ若しくはロ又は第九百十三号イ若しくはロ又は第九百十四号イ若しくはロ又は第九百十五号イ若しくはロ又は第九百十六号イ若しくはロ又は第九百十七号イ若しくはロ又は第九百十八号イ若しくはロ又は第九百十九号イ若しくはロ又は第九百二十号イ若しくはロ又は第九百二十一号イ若しくはロ又は第九百二十二号イ若しくはロ又は第九百二十三号イ若しくはロ又は第九百二十四号イ若しくはロ又は第九百二十五号イ若しくはロ又は第九百二十六号イ若しくはロ又は第九百二十七号イ若しくはロ又は第九百二十八号イ若しくはロ又は第九百二十九号イ若しくはロ又は第九百三十号イ若しくはロ又は第九百三十一号イ若しくはロ又は第九百三十二号イ若しくはロ又は第九百三十三号イ若しくはロ又は第九百三十四号イ若しくはロ又は第九百三十五号イ若しくはロ又は第九百三十六号イ若しくはロ又は第九百三十七号イ若しくはロ又は第九百三十八号イ若しくはロ又は第九百三十九号イ若しくはロ又は第九百四十号イ若しくはロ又は第九百四十一号イ若しくはロ又は第九百四十二号イ若しくはロ又は第九百四十三号イ若しくはロ又は第九百四十四号イ若しくはロ又は第九百四十五号イ若しくはロ又は第九百四十六号イ若しくはロ又は第九百四十七号イ若しくはロ又は第九百四十八号イ若しくはロ又は第九百四十九号イ若しくはロ又は第十百号イ若しくはロ又は第十百一号イ若しくはロ又は第十百二号イ若しくはロ又は第十百三号イ若しくはロ又は第十百四号イ若しくはロ又は第十百五号イ若しくはロ又は第十百六号イ若しくはロ又は第十百七号イ若しくはロ又は第十百八号イ若しくはロ又は第十百九号イ若しくはロ又は第十百十号イ若しくはロ又は第十百十一号イ若しくはロ又は第十百十二号イ若しくはロ又は第十百十三号イ若しくはロ又は第十百十四号イ若しくはロ又は第十百十五号イ若しくはロ又は第十百十六号イ若しくはロ又は第十百十七号イ若しくはロ又は第十百十八号イ若しくはロ又は第十百十九号イ若しくはロ又は第十百二十号イ若しくはロ又は第十百二十一号イ若しくはロ又は第十百二十二号イ若しくはロ又は第十百二十三号イ若しくはロ又は第十百二十四号イ若しくはロ又は第十百二十五号イ若しくはロ又は第十百二十六号イ若しくはロ又は第十百二十七号イ若しくはロ又は第十百二十八号イ若しくはロ又は第十百二十九号イ若しくはロ又は第十百三十号イ若しくはロ又は第十百三十一号イ若しくはロ又は第十百三十二号イ若しくはロ又は第十百三十三号イ若しくはロ又は第十百三十四号イ若しくはロ又は第十百三十五号イ若しくはロ又は第十百三十六号イ若しくはロ又は第十百三十七号イ若しくはロ又は第十百三十八号イ若しくはロ又は第十百三十九号イ若しくはロ又は第十百四十号イ若しくはロ又は第十百四十一号イ若しくはロ又は第十百四十二号イ若しくはロ又は第十百四十三号イ若しくはロ又は第十百四十四号イ若しくはロ又は第十百四十五号イ若しくはロ又は第十百四十六号イ若しくはロ又は第十百四十七号イ若しくはロ又は第十百四十八号イ若しくはロ又は第十百四十九号イ若しくはロ又は第十百五十号イ若しくはロ又は第十百五十一号イ若しくはロ又は第十百五十二号イ若しくはロ又は第十百五十三号イ若しくはロ又は第十百五十四号イ若しくはロ又は第十百五十五号イ若しくはロ又は第十百五十六号イ若しくはロ又は第十百五十七号イ若しくはロ又は第十百五十八号イ若しくはロ又は第十百五十九号イ若しくはロ又は第十百六十号イ若しくはロ又は第十百六十一号イ若しくはロ又は第十百六十二号イ若しくはロ又は第十百六十三号イ若しくはロ又は第十百六十四号イ若しくはロ又は第十百六十五号イ若しくはロ又は第十百六十六号イ若しくはロ又は第十百六十七号イ若しくはロ又は第十百六十八号イ若しくはロ又は第十百六十九号イ若しくはロ又は第十百七十号イ若しくはロ又は第十百七十一号イ若しくはロ又は第十百七十二号イ若しくはロ又は第十百七十三号イ若しくはロ又は第十百七十四号イ若しくはロ又は第十百七十五号イ若しくはロ又は第十百七十六号イ若しくはロ又は第十百七十七号イ若しくはロ又は第十百七十八号イ若しくはロ又は第十百七十九号イ若しくはロ又は第十百八十号イ若しくはロ又は第十百八十一号イ若しくはロ又は第十百八十二号イ若しくはロ又は第十百八十三号イ若しくはロ又は第十百八十四号イ若しくはロ又は第十百八十五号イ若しくはロ又は第十百八十六号イ若しくはロ又は第十百八十七号イ若しくはロ又は第十百八十八号イ若しくはロ又は第十百八十九号イ若しくはロ又は第十百九十号イ若しくはロ又は第十百九十一号イ若しくはロ又は第十百九十二号イ若しくはロ又は第十百九十三号イ若しくはロ又は第十百九十四号イ若しくはロ又は第十百九十五号イ若しくはロ又は第十百九十六号イ若しくはロ又は第十百九十七号イ若しくはロ又は第十百九十八号イ若しくはロ又は第十百九十九号イ若しくはロ又は第二十百号イ若しくはロ又は第二十百一号イ若しくはロ又は第二十百二号イ若しくはロ又は第二十百三号イ若しくはロ又は第二十百四号イ若しくはロ又は第二十百五号イ若しくはロ又は第二十百六号イ若しくはロ又は第二十百七号イ若しくはロ又は第二十百八号イ若しくはロ又は第二十百九号イ若しくはロ又は第二十百十号イ若しくはロ又は第二十百十一号イ若しくはロ又は第二十百十二号イ若しくはロ又は第二十百十三号イ若しくはロ又は第二十百十四号イ若しくはロ又は第二十百十五号イ若しくはロ又は第二十百十六号イ若しくはロ又は第二十百十七号イ若しくはロ又は第二十百十八号イ若しくはロ又は第二十百十九号イ若しくはロ又は第二十百二十号イ若しくはロ又は第二十百二十一号イ若しくはロ又は第二十百二十二号イ若しくはロ又は第二十百二十三号イ若しくはロ又は第二十百二十四号イ若しくはロ又は第二十百二十五号イ若しくはロ又は第二十百二十六号イ若しくはロ又は第二十百二十七号イ若しくはロ又は第二十百二十八号イ若しくはロ又は第二十百二十九号イ若しくはロ又は第二十百三十号イ若しくはロ又は第二十百三十一号イ若しくはロ又は第二十百三十二号イ若しくはロ又は第二十百三十三号イ若しくはロ又は第二十百三十四号イ若しくはロ又は第二十百三十五号イ若しくはロ又は第二十百三十六号イ若しくはロ又は第二十百三十七号イ若しくはロ又は第二十百三十八号イ若しくはロ又は第二十百三十九号イ若しくはロ又は第二十百四十号イ若しくはロ又は第二十百四十一号イ若しくはロ又は第二十百四十二号イ若しくはロ又は第二十百四十三号イ若しくはロ又は第二十百四十四号イ若しくはロ又は第二十百四十五号イ若しくはロ又は第二十百四十六号イ若しくはロ又は第二十百四十七号イ若しくはロ又は第二十百四十八号イ若しくはロ又は第二十百四十九号イ若しくはロ又は第二十百五十号イ若しくはロ又は第二十百五十一号イ若しくはロ又は第二十百五十二号イ若しくはロ又は第二十百五十三号イ若しくはロ又は第二十百五十四号イ若しくはロ又は第二十百五十五号イ若しくはロ又は第二十百五十六号イ若しくはロ又は第二十百五十七号イ若しくはロ又は第二十百五十八号イ若しくはロ又は第二十百五十九号イ若しくはロ又は第二十百六十号イ若しくはロ又は第二十百六十一号イ若しくはロ又は第二十百六十二号イ若しくはロ又は第二十百六十三号イ若しくはロ又は第二十百六十四号イ若しくはロ又は第二十百六十五号イ若しくはロ又は第二十百六十六号イ若しくはロ又は第二十百六十七号イ若しくはロ又は第二十百六十八号イ若しくはロ又は第二十百六十九号イ若しくはロ又は第二十百七十号イ若しくはロ又は第二十百七十一号イ若しくはロ又は第二十百七十二号イ若しくはロ又は第二十百七十三号イ若しくはロ又は第二十百七十四号イ若しくはロ又は第二十百七十五号イ若しくはロ又は第二十百七十六号イ若しくはロ又は第二十百七十七号イ若しくはロ又は第二十百七十八号イ若しくはロ又は第二十百七十九号イ若しくはロ又は第二十百八十号イ若しくはロ又は第二十百八十一号イ若しくはロ又は第二十百八十二号イ若しくはロ又は第二十百八十三号イ若しくはロ又は第二十百八十四号イ若しくはロ又は第二十百八十五号イ若しくはロ又は第二十百八十六号イ若しくはロ又は第二十百八十七号イ若しくはロ又は第二十百八十八号イ若しくはロ又は第二十百八十九号イ若しくはロ又は第二十百九十号イ若しくはロ又は第二十百九十一号イ若しくはロ又は第二十百九十二号イ若しくはロ又は第二十百九十三号イ若しくはロ又は第二十百九十四号イ若しくはロ又は第二十百九十五号イ若しくはロ又は第二十百九十六号イ若しくはロ又は第二十百九十七号イ若しくはロ又は第二十百九十八号イ若しくはロ又は第二十百九十九号イ若しくはロ又は第三十百号イ若しくはロ又は第三十百一号イ若しくはロ又は第三十百二号イ若しくはロ又は第三十百三号イ若しく

			第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	
			（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）
		令第百三十七条の十四の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置
			二面以上の断面図	令第百三十七条の十四第一号に規定する構造方法
			耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		令第百三十七条の十六第二号の規定が適用される建築物	付近見取図	敷地の位置
			その他令第百三十七条の十六第二号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三

	（い）	（ろ）
		構造計算書の種類	明示すべき事項
（一）	令第八十一条第二項第一号イに規定する保有	共通事項	（略）	（略）
			特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた

			号の規定に適合することの確認に必要な図書	
			（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）
		令第百三十七条の十四の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置
			二面以上の断面図	令第百三十七条の十四第一号に規定する構造方法
			耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		（新設）	（新設）	（新設）
			（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三

	（い）		（ろ）	
			構造計算書の種類	明示すべき事項
（一）	令第八十一条第二項第一号イに規定する保有	共通事項	（略）	（略）
			特別な調査又は研究の結果等説明書	法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた

	水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	(略)	(略) (略)	構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略) (略)
(二)	令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物		(略) 特別な調査又は研究の結果等説明書 (略)	(略) 法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略)
(三)	令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 (略)	(略) 特別な調査又は研究の結果等説明書 (略)	(略) 法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略)

	水平耐力計算により安全性を確かめた建築物	(略)	(略) (略)	構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略) (略)
(二)	令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物		(略) 特別な調査又は研究の結果等説明書 (略)	(略) 法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略)
(三)	令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物	共通事項 (略)	(略) 特別な調査又は研究の結果等説明書 (略)	(略) 法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容 (略) (略)

(四)	令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	(略)	(略)
		特別な調査又は研究の結果等説明書	(略)	(略)
		法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	(略)	(略)

四		(略)	(略)	
	(い)	(略)	(略)	
	(六)	法第二十条第一項第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物	法第二十条第一項第一号イ及び第三号イに係る認定書の写し	法第二十一条第二項第二号に係る認
	(七)	法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた建築物		
	(八)	壁等を法第二十一条第二		

(四)	令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物	共通事項	(略)	(略)
		特別な調査又は研究の結果等説明書	(略)	(略)
		法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容	(略)	(略)

四		(略)	(略)	
	(い)	(略)	(略)	
	(六)	法第二十条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物	法第二十条第一号に係る認定書の写し	
	(七)	法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた建築物	法第二十条第二号イ及び第三号イに係る認定書の写し	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	

	項第二号の認定を受けたものとする建築物	定書の写し
(九)・(十)	(略)	(略)
(十一)	主要構造部を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(十二)	防火設備を法第二十七条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十七条第一項に係る防火設備に関する認定書の写し
(十三)～(十五)	(略)	(略)
(十六)	法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第三十八条に係る認定書の写し
(十七)・(十八)	(略)	(略)
(十九)	法第六十七条の二において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の二において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十)	法第六十七条の四において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の四において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十一)	(略)	(略)

)	(新設)	(新設)
(八)・(九)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(十)～(十二)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(十三)・(十四)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(十五)～	(新設)	(新設)
)	(略)	(略)

(四十九)～(四十)	(削る)		
(五十～五十二)	(略)	(略)	(略)
(五十三)	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに係る認定書の写し	(略)
(五十四)	ひさしその他これに類するものの構造を令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に係る認定書の写し	(略)
(五十五～五十七)	(略)	(略)	(略)
(五十八)	第一条の三第一項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表三の各項の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	第一条の三第一項第一号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に係る認定書の写し	(略)
(五十九)	(略)		

(四十三)			
(四十四～四十五)	(略)	(略)	(略)
(四十六～四十八)	(略)	(新設)	(略)
(四十九～五十一)	(新設)	(新設)	(略)
(五十二)	第一条の三第一項第一号イ(2)又は同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表三の各項の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	第一条の三第一項第一号イ(2)又は同号ロ(1)若しくは(2)に係る認定書の写し	(略)
(五十三)	(略)		

五　（略）

2　法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物に係る確認の申請書にあつては、前項の表一の(い)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ～ハ　（略）

二～四　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物　次の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の

五　（略）

2　法第八十六条の七各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表一の(い)項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。

3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ～ハ　（略）

二～四　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物　次の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の

(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

一　三　（略）

	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
(い)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(ろ)	（略）	第一項の表四の(四)項、(十五)項、(二十)項及び(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表二の(四)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十五)
(は)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(に)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(ほ)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

一　三　（略）

	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
(い)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(ろ)	（略）	第一項の表四の(四)項、(十二)項、(十五)項及び(十六)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表二の(四)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄及び前項の表二の(八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)
(は)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(に)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(ほ)	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	(七)	(八)	(九)
項の(ろ)欄及び前項の表二の(十三)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十四)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十五)項、(十六)項、(十七)項及び(十八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四(十五)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(二十)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる

	(七)	(八)	(九)
項の(ろ)欄及び前項の表二の(十三)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄及び前項の表二の(十四)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十五)項、(十六)項、(十七)項及び(十八)項の(ろ)欄に掲げる図書	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の二十項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げ

	図書			
(十)	第一項の表四の(十五)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(略)				

6・7　(略)

8　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

（削る）

9　申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書及び書類の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち当該

	る図書			
(十)	第一項の表四の(十二)項の(ろ)欄及び前項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる図書	(略)	(略)	(略)
(略)				

6・7　(略)

8　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合　変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二　当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合　前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

9　申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書のうち当該内容が同一であるものにつ

内容が同一であるものについては、申請書の正本一通及び副本一通に添えることを要しない。

10　前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第三条の七第四項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあつては、第一項第一号ロ(2)に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。

11　前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）を受けた建築主事に対して行う場合においては、当該建築主事が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

（建築主事による留意事項の通知）

第一条の四　建築主事は、法第六条第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画について都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、当該計画について構造計算

いては、申請書の正本一通及び副本一通に添えることを要しない。

（新設）

適合性判定の申請を受けた都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（確認済証等の様式等）

第二条　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

２　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査をする場合

二　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　申請に係る建築物の計画が令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第三号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場

（確認済証等の様式等）

第二条　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

２　法第六条第五項の規定による構造計算適合性判定の求めは、次に掲げる図書及び書類を都道府県知事に提出することにより行うものとする。法第十八条の二第三項において読み替えて適用する法第六条第五項の規定により法第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者に対して構造計算適合性判定を求める場合も、同様とする。

一　前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類（構造計算適合性判定を要しない建築物に係る添付図書及び添付書類を除く。）

二　当該建築物に係る構造計算適合性判定を行う際の留意事項がある場合にあつては、当該事項の内容を記載した書類

合

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）又はその写しの提出がなかつた場合

（削る）

（削る）

3　法第六条第九項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　法第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

二　法第二十条第三号イの構造計算が同号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三　法第二十条第二号イに規定するプログラムにより同号イの構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者（指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行う場合にあつては、構造計算適合性判定員）相互間で意見が異なる場合

4　法第六条第十二項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画（法第二十条第二号又は第三号（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第二十条第二号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

二　申請に係る建築物の計画（法第二十条第四号に掲げる建築物の計

3　法第六条第六項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第五号の二様式により行うものとする。

4　法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に

画に限る。）が法第二十条第二号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合

三　申請に係る建築物の計画（法第二十条第三号（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分を除く。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第二十条第二号又は第三号に定める基準（同条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合

四　申請に係る建築物の計画が法第二十条第三号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合

五　申請に係る建築物の計画（法第二十条第三号（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）に掲げる建築物の計画に限る。）が法第二十条第三号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

六　法第六条第九項の規定により同条第八項の期間が延長された場合

5　法第六条第十二項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第五号の二様式により行うものとする。

6　法第六条第十三項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書

第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

5　法第六条第七項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第七号様式により行うものとする。

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～4　（略）

5　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第九号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

（削る）

6　前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

に前条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

7　法第六条第十三項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第七号様式により行うものとする。

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～4　（略）

5　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合　変更に係る部分の申請書（第一面が別記第九号様式によるものをいう。次号において同じ。）及びその添付図書

二　当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合　前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

6　前条第一項、第六項又は第七項の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条第四項又は第十三項の規定による交付について準用する。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

三

	(い)	(ろ)
(一)～(十二)	(略)	(略)
(十三)	法第八十八条第一項において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる工作物	法第八十八条第一項において準用する法第三十八条に係る認定書の写し

2　（略）

3　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ～ニ　（略）

二～四　（略）

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工作物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

三

	(い)	(ろ)
(一)～(十二)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

2　（略）

3　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。ただし、構造計算適合性判定を要する場合の副本二通のうち一通にあつては、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類の添付を要しない。

イ～ニ　（略）

二～四　（略）

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工作物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第八十八条第一項において準用する法第六条の四第一項第二号に掲げる工作物　法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　（略）

5・6　（略）

7　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第十四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

（削る）

8　第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　（略）

一～六　（略）

一　法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物　法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　（略）

5・6　（略）

7　前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合　変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十四号様式によるもの。次号において同じ。）及びその添付図書

二　当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合　前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）

8　第二条第一項、第六項又は第七項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第十三項の規定による交付について準用する。

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　（略）

一～六　（略）

七　用途の変更（令第百三十七条の十八で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八～十一　（略）

十二　（略）

（略）	（略）	
令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の技術的基準に適合する構造	
（略）	（略）	
法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	
令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備、令第百十条の三の技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	

七　用途の変更（令第百三十七条の十七で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。）

八～十一　（略）

十二　（略）

（略）	（略）	
令第百十五条の二の二第一項第四号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第百十五条の二の二第一項第四号ハの技術的基準に適合する構造	
（略）	（略）	
法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備又は法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備	
（新設）	（新設）	
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二ロの技術的基準に適合する防火設備又は法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	

（略）　　（略）

（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項第一号ロ(3)、第四項第一号ハ(2)、第八項、第十項及び第十一項並びに第一条の四中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2　第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ(2)及び第五項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3　第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ(2)及び第七項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4　（略）

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条

（略）　　（略）

（指定確認検査機関に対する確認の申請）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第一条の三第一項第一号ロ(3)及び第四項第一号ハ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2　第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3　第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4　（略）

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条

の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行わなければならない。

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行う。

二　（略）

3　前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三条の十一、第三条の二十二（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）及び第十一条の二の二を除き、以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（削る）

（確認審査報告書）

の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行わなければならない。

2　法第六条の二第九項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行う。

二　（略）

3　前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四条の二十九（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。）及び第十一条の二の二を除き、以下同じ。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

4　第二条第二項の規定は法第六条の二第三項の規定により構造計算適合性判定を求める場合に、第二条第三項の規定は法第六条の二第六項の国土交通省令で定める場合について、それぞれ準用する。

（確認審査報告書）

第三条の五　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第六条の二第一項の確認済証又は同条第四項の通知書の交付の日から七日以内とする。

2　法第六条の二第五項に規定する確認審査報告書は、別記第十六号様式による。

3　法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ～ニ　（略）

二　（略）

三　適合判定通知書又はその写し

4　（略）

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第三条の六　法第六条の二第六項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第十七号様式及び別記第十八号様式による。

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ

第三条の五　法第六条の二第十項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第六条の二第一項の確認済証又は同条第九項の通知書の交付の日から七日以内とする。

2　法第六条の二第十項に規定する確認審査報告書は、別記第十六号様式による。

3　法第六条の二第十項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第二号様式の第四面及び第五面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ～ニ　（略）

二　（略）

三　法第六条の二第五項に規定する構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写し

4　（略）

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第三条の六　法第六条の二第十一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第十七号様式及び別記第十八号様式による。

（新設）

、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（同条第一項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)　次の(i)及び(ii)に掲げる建築物　それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i)　第一条の三第一項の表二の(一)項のい)欄に掲げる建築物並びに同条第一項の表五の(二)項及び(三)項のい)欄に掲げる建築物それぞれ同条第一項の表二の(一)項のろ)欄に掲げる図書並びに同条第一項の表五の(二)項のろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項のろ)欄に掲げる図書（同条第一項第一号ロ(1)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号ロ(1)に規定する国土交通大臣が指定した図書及び計算書、同号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同項の表

五の二)項のろ)欄に掲げる計算書を除く。)

(ii) 第一条の三第一項の表二の(六十三)項の(い)欄に掲げる建築物(令第百三十七条の二の規定が適用される建築物に限る。)

同項のろ)欄に掲げる図書(同条の規定が適用される建築物に係るものに限る。)

(2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(第一条の三第一項第一号ロ(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び同号ロ(2)に規定する国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等及び同号ロ(2)ただし書に規定する国土交通大臣が指定した図書をもつて代えることができる。

(i) 第一条の三第一項の表三の各項の(い)欄上段(二項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物　第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)に規定する国土交通大臣が定める構造計算書に準ずる図書

(3) 第一条の三第一項の表四の(七)項、(十五)項、(三十一)項から(三十八)項まで、(五十八)項及び(五十九)項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二　別記第三号様式による建築計画概要書

三　代理者によつて構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、委任状

四　申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

2　前項第一号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、同号イ及びロ(1)に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、同号イ及びロ(1)に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3　前二項の規定にかかわらず、構造計算適合性判定（特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する旨の判定に限る。）を受けた建築物の計画の変更の場合における構造計算適合性判定の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前二項に規定する申請書並びにそ

の添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の構造計算適合性判定に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の構造計算適合性判定を受けた都道府県知事に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第十八号の三様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

4　前各項の規定にかかわらず、第一条の三第十項に規定する建築物の計画に係る構造計算適合性判定の申請を行う場合にあつては、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を提出することを要しない。

（都道府県知事による留意事項の通知）

第三条の八　都道府県知事は、法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画について建築主事又は指定確認検査機関が法第六条第四項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、当該計画について法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた建築主事又は指定確認検査機関に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（適合判定通知書等の様式等）

第三条の九　法第六条の三第四項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに第三条の七の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行うものとする。

一　建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合　別記第十八号の四様式によ

（新設）

（新設）

る適合判定通知書

二　建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合　別記第十八号の五様式による通知書

2　法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二　申請に係る建築物の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三　法第二十条第一項第二号イに規定するプログラムにより令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

3　法第六条の三第五項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第十八号の六様式により行うものとする。

4　法第六条の三第六項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第十八号の七様式により行うものとする。

（指定構造計算適合性判定機関に対する構造計算適合性判定の申請等）

第三条の十　第三条の七の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請について、第三条の八の規定は法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第三条の七第一項第一号ロ(3)及び第三項並びに第三条の八中「都道府県知事」とあるのは「指定構造計算適合性判定機関」と読み替えるものとする。

（新設）

（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第三条の十一　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第四項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに、前条において準用する第三条の七の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類を添えて行わなければならない。

一　建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合　別記第十八号の八様式による適合判定通知書

二　建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定された場合　別記第十八号の九様式による通知書

2　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一

条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二　申請に係る建築物の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の申請を受けた場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による磁気ディスク等の提出がなかつた場合

三　法第二十条第一項第二号イに規定するプログラムにより令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定員相互間で意見が異なる場合

3　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第十八号の十様式により行うものとする。

4　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第六項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第十八号の十一様式により行うものとする。

5　第一項及び前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定構造計算適合性判定機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

（新設）

第三条の十二　法第六条の三第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて行うものとする。

（構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等）

第三条の十三　法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）であることとする。

一　建築士法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士

二　法第七十七条の六十六第一項の登録を受けている者（以下「構造計算適合判定資格者」という。）

三　構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第三条の十六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録特定建築基準適合判定資格者講習」という。）を修了した者

四　前三号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2　特定行政庁及び指定確認検査機関は、その指揮監督の下にある建築主事及び確認検査員が特定建築基準適合判定資格者として法第六条の三第一項ただし書の規定による審査を行う場合にあつては、その旨をウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

（新設）

（特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請）

第三条の十四　前条第一項第三号の登録は、登録特定建築基準適合判定資格者講習の実施に関する事務（以下「登録特定建築基準適合判定資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　前条第一項第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

一　前条第一項第三号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　個人である場合においては、次に掲げる書類
イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面
ロ　登録申請者の略歴を記載した書類
二　法人である場合においては、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書
ロ　株主名簿又は社員名簿の写し
ハ　申請に係る意思の決定を証する書類
ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
三　講師が第三条の十六第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
四　登録特定建築基準適合判定資格者講習の受講資格を記載した書類
その他の登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
五　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
六　前条第一項第三号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
七　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）

（新設）

第三条の十五　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第三条の十三第一項第三号の登録を受けることができない。

一　建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第三条の二十五の規定により第三条の十三第一項第三号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第三条の十六　国土交通大臣は、第三条の十四の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第三条の十八第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二　次のいずれかに該当する者が講師として登録特定建築基準適合判定資格者講習事務に従事するものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築物の構造に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ　建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　第三条の十四の規定により登録を申請した者（以下この号にお

（新設）

いて「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員に占める指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の役員又は職員であること。

2　第三条の十三第一項第三号の登録は、登録特定建築基準適合判定資格者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者（以下「登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第三条の十七　第三条の十三第一項第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（新設）

（登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施に係る義務）

第三条の十八　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第三条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに

（新設）

次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行わなければならない。

一　建築基準適合判定資格者であることを受講資格とすること。

二　登録特定建築基準適合判定資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

三　講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。

イ　木造の建築物の構造計算に係る審査方法　四十分

ロ　鉄骨造の建築物の構造計算に係る審査方法　四十分

ハ　鉄筋コンクリート造の建築物の構造計算に係る審査方法　四十分

四　講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五　講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六　修了考査は、講義の終了後に行い、特定建築基準適合判定資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

七　登録特定建築基準適合判定資格者講習を実施する日時、場所その他の登録特定建築基準適合判定資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

八　不正な受講を防止するための措置を講じること。

九　終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十　修了考査に合格した者に対し、別記第十八号の十二様式による修了証明書（第四条の二十三第十二号を除き、以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第三条の十九　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、第三

（新設）

条の十六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録特定建築基準適合判定資格者講習事務規程）

第三条の二十　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録特定建築基準適合判定資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二　講習事務を行う事務所及び登録特定建築基準適合判定資格者講習（以下この条及び第三条の二十六第一項において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三　講習の受講の申込みに関する事項

四　講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五　講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七　終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八　修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十一　不正受講者の処分に関する事項

十二　第三条の二十六第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三　その他講習事務に関し必要な事項

（登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の休廃止）

（新設）

（新設）

第三条の二十一　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録特定建築基準適合判定資格者講習の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三条の二十二　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録特定建築基準適合判定資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示した

（新設）

ものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第三条の二十三　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が第三条の十六第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第三条の二十四　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が第三条の十八の規定に違反していると認めるときは、その登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関に対し、同条の規定による登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行うべきこと又は登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（新設）

（新設）

（登録の取消し等）

第三条の二十五　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第三条の十五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第三条の十九から第三条の二十一まで、第三条の二十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第三条の二十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　第三条の二十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第三条の十三第一項第三号の登録を受けたとき。

（新設）

（帳簿の記載等）

第三条の二十六　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　講習の実施年月日

二　講習の実施場所

三　講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四　受講者の氏名、生年月日及び住所

五　講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録特定建築基準適合判定資格

（新設）

者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録特定建築基準適合判定資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録特定建築基準適合判定資格者講習の受講申込書及び添付書類

二　講義に用いた教材

三　終了した修了考査の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第三条の二十七　国土交通大臣は、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関に対し、登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第三条の二十八　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第三条の十三第一項第三号の登録をしたとき。

二　第三条の十九の規定による届出があつたとき。

三　第三条の二十一の規定による届出があつたとき。

四　第三条の二十五の規定により第三条の十三第一項第三号の登録を取り消し、又は登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の停止を

（新設）

（新設）

命じたとき。

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）

二～六　（略）

2　法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（中間検査申請書の様式）

第四条の八　法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

二～五　（略）

2　法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあつ

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一　当該建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次項及び第四条の八において同じ。）に要した図書及び書類

二～六　（略）

2　法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（中間検査申請書の様式）

第四条の八　法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一　当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類

二～五　（略）

2　法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を申請した建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあ

ては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式）

第四条の十三　（略）

２　指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

３　前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（仮使用の認定の申請等）

第四条の十六　法第七条の六第一項第一号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定行政庁の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第三十三号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事たる特定行政庁に対して申請を行う場合においては、当該特定行政庁の指揮監督下にある建築主事が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに次の表の(い)項及び(は)項に掲げる図書（令第百三十八条に規定する工作物（同条第二項第一号に掲げるものを除く。以下この項において「昇降機以外の工作物」という。）を仮使用する場合にあつては(ろ)項及び(は)項に掲げる図書、昇降機以外の工作物と建築物又は建築物及び建築設備とを併せて仮使用する場合にあつては(い)項から(は)項までに掲げる図書。次項において同じ。）その他特定行政庁が必要と認める図書及び書類を添えて、建築主事を経由して特定行政庁に提出するものとする。ただし、令第百四十七条の二

ては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式）

第四条の十三　（略）

２　指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書を添えて行わなければならない。

３　前項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

（仮使用の承認の申請等）

第四条の十六　法第七条の六第一項第一号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定行政庁の仮使用の承認を受けようとする者は、別記第三十三号様式による仮使用承認申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)項及び(は)項に掲げる図書（令第百三十八条に規定する工作物（同条第二項第一号に掲げるものを除く。以下この項において「昇降機以外の工作物」という。）を仮使用する場合にあつては(ろ)項及び(は)項に掲げる図書、昇降機以外の工作物と建築物又は建築物及び建築設備とを併せて仮使用する場合にあつては(い)項、(ろ)項及び(は)項に掲げる図書）を添えて、建築主事を経由して特定行政庁に提出するものとする。ただし、令第百四十七条の二に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、(は)項に掲げる図書に代えて第十一条の二第一項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、(は)項に掲げる図書に代えて第十一条の二第一項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

表　（略）

2　法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築主事又は指定確認検査機関の仮使用の認定を受けようとする者は、別記第三十四号様式による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、当該認定の申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事又は指定確認検査機関に対して申請を行う場合においては、当該建築主事又は指定確認検査機関が当該図書及び書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）並びに前項の表の(い)項及び(は)項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものを添えて、建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、令第百四十七条の二に規定する建築物に係る仮使用をする場合にあつては、(は)項に掲げる図書に代えて第十一条の二第一項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書を提出しなければならない。

3　増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（国土交通大臣が定めるものを除く。次項において「増築等の工事」という。）に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者は、法第七条第一項の規定による申請が受理される前又は指定確認検査機関が法第七条の二第一項の規定による検査の引受けを行う前においては、特定行政庁に仮使用の認定を申請しなければならない。

4　増築等の工事の着手の時から当該増築等の工事に係る建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させようとする者が、前項の規定による仮使用の認定の申請を行おうとする場合においては、法第六条第一

表　（略）

2　増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を含むもの（以下この項において「増築等の工事」という。）の着手の時から当該増築等の工事に係る建築物又は建築

項の規定による確認の申請と同時に（法第六条の二第一項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、特定行政庁がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（削る）

5　特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式による仮使用認定通知書に第一項又は第二項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知（指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク等の交付を含む。）するものとする。

（仮使用認定報告書）

第四条の十六の二　法第七条の六第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、前条第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

2　法第七条の六第三項に規定する仮使用認定報告書は、別記第三十五号の四様式による。

3　法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　別記第三十四号様式の第二面による書類

二　法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定め

物の部分を使用し、又は使用させようとする者が、前項の規定による仮使用の承認の申請を行おうとする場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に（法第六条の二第一項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、特定行政庁がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

3　法第七条の六第一項第一号の規定により建築主事の仮使用の承認を受けようとする者は、別記第三十四号様式による仮使用承認申請書の正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書（は項に掲げる図書を除く。）を添えて、建築主事に提出するものとする。

4　特定行政庁又は建築主事は、法第七条の六第一項第一号の規定による仮使用の承認をしたときは、別記第三十五号様式又は別記第三十六号様式による仮使用承認通知書に第一項又は前項の仮使用承認申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

（新設）

る様式によるもの

4　前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等をもつて同項各号の書類に代えることができる。

（適合しないと認める旨の通知書の様式）

第四条の十六の三　法第七条の六第四項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による適合しないと認める旨の通知書の様式は、別記第三十五号の五様式及び別記第三十六号様式による。

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第四条の二十　法第十二条第一項に規定する法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第四条の二十二及び第四条の二十四において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

2　法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のい

（新設）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第四条の二十　法第十二条第一項に規定する法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

2　法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のい

ずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の二十五並びに第四条の二十六において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第四条の二十二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

3　法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の二十七並びに第四条の二十八において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第四条の二十二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

（調査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十一　（略）

（削る）

ずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十六及び第四条の三十七において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

3　法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十八及び第四条の三十九において準用する次条（第一項を除く。）から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者

三　（略）

（調査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十一　（略）

2　前条第一項第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　前条第一項第二号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録調査資格者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

（削る）

（削る）

三　登録調査資格者講習事務を開始しようとする年月日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ　登録申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　株主名簿又は社員名簿の写し

ハ　申請に係る意思の決定を証する書類

ニ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三　講師が第四条の二十三第一項第二号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　登録調査資格者講習の受講資格を記載した書類その他の登録調査資格者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五　登録調査資格者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六　前条第一項第二号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第四条の二十二　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四条の二十第一項第二号の登録を受けることができない。

一　建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第四条の三十二の規定により第四条の二十第一項第二号の登録を

（登録の要件）

第四条の二十二　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二　次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ・ホ　（略）

三　法第十二条第一項又は第二項の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　前条の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。

ロ・ハ　（略）

（削る）

取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、登録調査資格者講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第四条の二十三　国土交通大臣は、第四条の二十一の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第四条の二十五第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二　次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ・ホ　（略）

三　法第十二条第一項又は第二項の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　第四条の二十一の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ・ハ　（略）

2　第四条の二十第一項第二号の登録は、登録調査資格者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

（削る）

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第四条の二十三　登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一～十一　（略）

十二　修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書を交付すること。

（削る）

（削る）

一　登録年月日及び登録番号

二　登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録調査資格者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第四条の二十四　第四条の二十第一項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第四条の二十五　登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一～十一　（略）

十二　修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四条の二十六　登録調査資格者講習実施機関は、第四条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録調査資格者講習事務規程）

第四条の二十七　登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記

（削る）

載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二　講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項

三　講習の受講の申込みに関する事項

四　講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五　講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七　終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八　修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九　講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十　講習事務に関する公正の確保に関する事項

十一　不正受講者の処分に関する事項

十二　第四条の三十三第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十三　その他講習事務に関し必要な事項

（登録調査資格者講習事務の休廃止）

第四条の二十八　登録調査資格者講習実施機関は、登録調査資格者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録調査資格者講習の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

（削る）

三　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四条の二十九　登録調査資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録調査資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録調査資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録調査資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

（削る）

（削る）

（削る）

ロ　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第四条の三十　国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第四条の二十三第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四条の三十一　国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第四条の二十五の規定に違反していると認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同条の規定による登録調査資格者講習事務を行うべきこと又は登録調査資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四条の三十二　国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録調査資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録調査資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　第四条の二十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第四条の二十六から第四条の二十八まで、第四条の二十九第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第四条の二十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

（削る）

五　第四条の三十四の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第四条の二十第一項第二号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第四条の三十三　登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　講習の実施年月日

二　講習の実施場所

三　講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四　受講者の氏名、生年月日及び住所

五　講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録調査資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録調査資格者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録調査資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録調査資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録調査資格者講習の受講申込書及び添付書類

二　講義に用いた教材

三　終了した修了考査の問題及び答案用紙

（削る）

（削る）

（準用）

第四条の二十四　第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）の規定は、第四条の二十第一項第二号の登録及びその更新、登録調査資格者講習、登録調査資格者講習事務並びに登録調査資格者講習実施機関について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十三」と読み替えるものとする。

（昇降機検査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十五　（略）

（準用）

（報告の徴収）

第四条の三十四　国土交通大臣は、登録調査資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録調査資格者講習実施機関に対し、登録調査資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第四条の三十五　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第四条の二十第一項第二号の登録をしたとき。

二　第四条の二十六の規定による届出があつたとき。

三　第四条の二十八の規定による届出があつたとき。

四　第四条の三十二の規定により第四条の二十第一項第二号の登録を取り消し、又は登録調査資格者講習事務の停止を命じたとき。

（新設）

（昇降機検査資格者講習の登録の申請）

第四条の三十六　（略）

（準用）

第四条の二十六　第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三の規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十六において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第四条の二十三第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十六の表」と、第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

表　（略）

（建築設備検査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十七　（略）

（準用）

第四条の二十八　第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第四条の二十二及び第四条の二十三の規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第四条の二十三第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十八の表」と、第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

表　（略）

（建築設備検査資格者講習の登録の申請）

第四条の二十九　（略）

（準用）

第四条の二十九　第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

表　（略）

（建築設備検査資格者講習の登録の申請）

第四条の三十　（略）

（準用）

第四条の三十　第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習

格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二第二号イからホまで」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十二各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第四条の二十八において読み替えて準用する第四条の二十三」と、第四条の二十二中「前条」とあるのは「第四条の二十七」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第四条の二十三第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十八の表」と、第四条の二十二第二号ロ及び第四条の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

表　（略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二　（略）

2　法第十八条第十八項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二　（略）

2　法第十八条第十八項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済

事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の三十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号ロ及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

表　（略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二　（略）

2　法第十八条第十六項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二　（略）

2　法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済

証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三　法第十二条第八項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　建築物に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ・ロ　（略）

二　建築設備に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第二条の二の申請書及び第八条の二第五項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三　工作物に係る台帳　次のイからニまでに掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三条の申請書及び第八条の二第六項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第二条の二（第八条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

三　第三条（第八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。）

四　第四条第一項（第八条の二第十三項において準用する場合を含む

証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三　法第十二条第七項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　建築物に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ・ロ　（略）

二　建築設備に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第二条の二の申請書及び第八条の二第六項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三　工作物に係る台帳　次のイからニまでに掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三条の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2　法第十二条第七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第二条の二（第八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

三　第三条（第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。）

四　第四条第一項（第八条の二第八項において準用する場合を含む。

。）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二第十四項において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七・八　（略）

九　適合判定通知書又はその写し

3　第一項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第八項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

4　法第十二条第八項に規定する台帳（第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5　第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　第二項第一号から第六号まで及び第九号の図書及び書類　当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間

二　（略）

6　（略）

（都道府県知事による台帳の記載等）

第六条の四　都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第三条の七の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の七（第三条の十において準用する場合を除く。）の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）

）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七・八　（略）

3　第一項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第七項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

4　法第十二条第七項に規定する台帳（第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5　第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　第二項第一号から第六号までの図書及び書類　当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間

二　（略）

6　（略）

（新設）

を保存しなければならない。

2　前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

一　別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二　申請書等の受付年月日

三　構造計算適合性判定の結果

四　構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日その他都道府県知事が必要と認める事項

3　申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第一項に規定する台帳への記載に代えることができる。

4　第一項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5　申請書等（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

（身分証明書の様式）

第七条　法第十三条第一項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が携帯する身分証明書の様式は、別記第三十八号様式による。

2　法第十三条第一項の規定により建築監視員が携帯する身分証明書の

（身分証明書の様式）

第七条　法第十三条第一項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によつて建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三十八号様式による。

2　法第十三条第一項の規定によつて建築監視員の携帯する身分証明書

様式は、別記第三十九号様式による。

3　法第十五条の二第二項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により国土交通省の職員が携帯する身分証明書の様式は、別記第三十九号の二様式による。

（国の機関の長等による建築主事に対する通知等）

第八条の二　（略）

2　第一条の四の規定は、法第十八条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

3　第二条第一項及び第三項から第五項までの規定は、法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付並びに法第十八条第十三項及び第十四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付について準用する。

（削る）

（削る）

4　第二条第二項の規定は、法第十八条第十三項の国土交通省令で定める場合について準用する。

5・6　（略）

7　第三条の七（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知について準用する。

8　第三条の八（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

9　第三条の九第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十八条第七項の様式は、別記第三十九号様式による。

（国の機関の長等による建築主事に対する通知等）

第八条の二　（略）

2　第二条第一項及び第五項から第七項までの規定は、法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付並びに法第十八条第十一項及び第十二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付について準用する。

3　第二条第二項の規定は、法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の求めについて準用する。

4　第二条第三項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。

5　第二条第四項の規定は、法第十八条第十一項の国土交通省令で定める場合について準用する。

6・7　（略）

から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

10 第三条の九第二項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。

11 第三条の十一の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

12 第三条の十二の規定は、法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。

13 第四条の規定は、法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

14 第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第十八条第十六項の規定による通知について準用する。

15 第四条の三の二の規定は、法第十八条第十七項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

16 第四条の四の規定は、法第十八条第十八項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

17 第四条の八の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

18 第四条の九の規定は、法第十八条第二十項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

19 第四条の十の規定は、法第十八条第二十一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

20 第四条の十六の規定は、法第十八条第二十四項第一号又は第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準

8 第四条の規定は、法第十八条第十四項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

9 第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第八十八条第十四項の規定による通知について準用する。

10 第四条の三の二の規定は、法第十八条第十五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

11 第四条の四の規定は、法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

12 第四条の八の規定は、法第十八条第十七項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

13 第四条の九の規定は、法第十八条第十八項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

14 第四条の十の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

15 第四条の十六の規定は、法第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合

用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定について準用する。

21　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第一条の三第八項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二条第三項	（略）	（略）
第二条第四項	（略）	（略）
第二条第五項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二条の二第五項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第七項	（略）	（略）
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式
第三条の九第三項	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式
第三条の九第四項	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第十八号の八様式	別記第四十二号の十二の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第十八号の九様式	別記第四十二号の十二の九様式

を含む。）の規定による仮使用の承認について準用する。

16　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第一条の三第八項第一号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二条第五項	（略）	（略）
第二条第六項	（略）	（略）
第二条第七項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二条の二第五項第一号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第七項第一号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

第三条の十一第三項	別記第十八号の十様式	別記第四十二号の十二の十様式
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
（略）	（略）	（略）
第四条の十六第二項	（略）	（略）
第四条の十六第五項	（略）	（略）
	別記第三十五号の二様式	（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項ただし書、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようと

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
第四条の十六第三項	（略）	（略）
第四条の十六第四項	（略）	（略）
	別記第三十六号様式	（略）

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十条の四　法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項ただし書、法第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようと

する者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～５　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２・３　（略）

（型式適合認定の申請）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一～三　（略）

四　建築物の部分に関し、法第六十八条の二十五第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による構造方法等

する者は、別記第四十三号様式（同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～５　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項又は令第百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２・３　（略）

（型式適合認定の申請）

第十条の五の二　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「型式適合認定」という。）のうち、令第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書（以下単に「型式適合認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関（以下「指定認定機関等」という。）に提出するものとする。

一～三　（略）

四　建築物の部分に関し、法第六十八条の二十六第一項の規定による構造方法等の認定（以下単に「構造方法等の認定」という。）を受

の認定（以下「構造方法等の認定」という。）又は法第三十八条（法第六十七条の二、法第六十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「特殊構造方法等認定」という。）を受けた場合にあつては、当該認定書の写し

五　（略）

2・3　（略）

（型式部材等製造者の認証の申請）

第十条の五の五　法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十二第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証（以下「型式部材等製造者の認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第五十号の五様式による型式部材等製造者認証申請書に製造をする型式部材等に係る型式適合認定書の写しを添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　法第六十八条の十一第二項（法第六十八条の二十二第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

三　申請に係る型式部材等に法第六十八条の十九第一項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の十五において同じ。）の特別な表示を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項

けた場合にあつては、当該認定書の写し

五　（略）

2・3　（略）

（型式部材等製造者の認証の申請）

第十条の五の五　法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証（以下「型式部材等製造者の認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第五十号の五様式による型式部材等製造者認証申請書に製造をする型式部材等に係る型式適合認定書の写しを添えて、指定認定機関等に提出するものとする。

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　法第六十八条の十一第二項（法第六十八条の二十三第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二　（略）

三　申請に係る型式部材等に法第六十八条の十九第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の十五において同じ。）の特別な表示を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項

四　（略）

3　（略）

（型式適合認定を受けることが必要な型式部材等の型式）

第十条の五の八　法第六十八条の十三第一号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める型式部材等の型式は、第十条の五の四各号に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の型式とする。

（届出を要しない軽微な変更）

第十条の五の十　法第六十八条の十六（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、第十条の五の六第二項第一号イ及びニに掲げる事項とする。

（認証型式部材等製造者等に係る変更の届出）

第十条の五の十一　認証型式部材等製造者（法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者をいう。以下同じ。）又は認証外国型式部材等製造者（法第六十八条の二十二第二項に規定する認証外国型式部材等製造者をいう。第十条の五の十三において同じ。）（以下これらを総称して「認証型式部材等製造者等」という。）は、法第六十八条の十六の規定により第十条の五の六第一項及び第二項に掲げる事項に変更（型式部材等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更及び前条に規定する変更を除く。）があつたときは、別記第五十号の八様式による認証型式部材等製造者等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認証型式部材等製造者等に係る製造の廃止の届出）

第十条の五の十二　認証型式部材等製造者等は、法第六十八条の十七第一項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において

四　（略）

3　（略）

（型式適合認定を受けることが必要な型式部材等の型式）

第十条の五の八　法第六十八条の十三第一号（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める型式部材等の型式は、第十条の五の四各号に掲げる建築物の部分又は工作物の部分の型式とする。

（届出を要しない軽微な変更）

第十条の五の十　法第六十八条の十六（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、第十条の五の六第二項第一号イ及びニに掲げる事項とする。

（認証型式部材等製造者等に係る変更の届出）

第十条の五の十一　認証型式部材等製造者（法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者をいう。以下同じ。）又は認証外国型式部材等製造者（法第六十八条の二十三第二項に規定する認証外国型式部材等製造者をいう。第十条の五の十三において同じ。）（以下これらを総称して「認証型式部材等製造者等」という。）は、法第六十八条の十六の規定により第十条の五の六第一項及び第二項に掲げる事項に変更（型式部材等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更及び前条に規定する変更を除く。）があつたときは、別記第五十号の八様式による認証型式部材等製造者等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認証型式部材等製造者等に係る製造の廃止の届出）

第十条の五の十二　認証型式部材等製造者等は、法第六十八条の十七第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において

準用する場合を含む。）の規定により当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第五十号の九様式による製造事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（型式適合義務が免除される場合）

第十条の五の十三　法第六十八条の十八第一項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（検査方法等）

第十条の五の十四　法第六十八条の十八第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　（略）

二　製造される型式部材等が法第六十八条の十三（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

三～五　（略）

2　（略）

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十七項若しくは第二十項の規定による検査　第四条第一項又は第四条の八第

準用する場合を含む。）の規定により当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第五十号の九様式による製造事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（型式適合義務が免除される場合）

第十条の五の十三　法第六十八条の十八第一項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（検査方法等）

第十条の五の十四　法第六十八条の十八第二項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　（略）

二　製造される型式部材等が法第六十八条の十三（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

三～五　（略）

2　（略）

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十三第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十五項若しくは第十八項の規定による検査　第四条第一項又は第四条の八第

一項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　（略）

（認証の取消しに係る公示）

第十条の五の十七　国土交通大臣は、法第六十八条の二十一第一項及び第二項並びに法第六十八条の二十三第一項及び第二項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

（旅費の額）

第十条の五の十八　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第十条の五の十九　旅費相当額を計算する場合において、当該検査又は試験のためその地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第十条の五の二十　（略）

２　検査又は試験を実施する日数は、当該検査又は試験に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

３・４　（略）

一項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　（略）

（認証の取消しに係る公示）

第十条の五の十七　国土交通大臣は、法第六十八条の二十二第一項及び第二項並びに法第六十八条の二十四第一項及び第二項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

（旅費の額）

第十条の五の十八　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（在勤官署の所在地）

第十条の五の十九　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のためその地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第十条の五の二十　（略）

２　検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

３・４　（略）

（特殊構造方法等認定の申請）

第十条の五の二十三　特殊構造方法等認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十四様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

一　構造方法又は建築材料の概要を記載した図書

二　平面図、立面図、断面図及び構造詳細図

三　前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法又は建築材料が法第二章、第三章第五節並びに第六十七条の三第一項及び第二項の規定並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものと同等以上の効力があるかどうかを審査するために必要な事項を記載した図書

2　国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは前項第三号の規定による審査が困難と認める場合にあつては、当該構造方法又は建築材料の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。

（特殊構造方法等認定書の通知等）

第十条の五の二十四　国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしたときは、別記第五十号の十五様式による認定書をもつて申請者に通知するとともに、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

一　認定を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　認定を受けた構造方法又は建築材料の名称及び内容

三　認定番号

四　認定年月日

2　国土交通大臣は、特殊構造方法等認定をしないときは、別記第五十号の十六様式による通知書をもつて申請者に通知するものとする。

（建築基準適合判定資格者の登録の申請）

（新設）

（新設）

（登録の申請）

第十条の七　法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七条の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第十条の十二及び第十条の十五の四第二項において同じ。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名。次条及び第十条の十五の五第二号において同じ。）、氏名、生年月日、住所及び性別

三・四　（略）

五　法第七十七条の六十二第一項に規定する登録の消除及び同条第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十一の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、登録証並びに第一号の場合においては戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号の場合においては成年被後見人又は被保佐人であることを証する登記事項証明書を添え、これを届け出なければならない。

一～三　（略）

四　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十八号様式

第十条の七　法第七十七条の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七条の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第十条の十二において同じ。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録事項）

第十条の九　法第七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名。次条において同じ。）、氏名、生年月日、住所及び性別

三・四　（略）

五　法第七十七条の六十二第一項に規定する登録の消除、同条第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分及びこれらの処分を受けた年月日

（死亡等の届出）

第十条の十二　法第七十七条の六十一の規定により、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める様式に、登録証並びに第一号の場合においては戸籍謄本又は戸籍抄本を、第二号の場合においては成年被後見人又は被保佐人であることを証する登記事項証明書を添え、これを届け出なければならない。

一～三　（略）

四　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第五号に該当するもの　別記第五十八号様式

五　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第七号に該当するもの　別記第五十九号様式

（構造計算適合判定資格者の登録を受けることができる者）

第十条の十五の三　法第七十七条の六十六第一項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二　建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（構造計算適合判定資格者の登録の申請）

第十条の十五の四　法第七十七条の六十六第一項の規定によつて構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第六十号の二様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本又は戸籍抄本

二　登記事項証明書

三　前条第一号若しくは第二号に該当する者であることを証する書類又は同条第三号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

（登録事項）

第十条の十五の五　法第七十七条の六十六第二項において準用する法第

五　法第七十七条の六十一第三号の建築基準適合判定資格者本人のうち法第七十七条の五十九第六号に該当するもの　別記第五十九号様式

（新設）

（新設）

（新設）

七十七条の五十八第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地の都道府県名、氏名、生年月日、住所及び性別

三　構造計算適合判定資格者検定に合格した者である場合においては、合格の年月及び合格通知番号

四　第十条の十五の三第一号又は第二号に該当する者である場合においては、その旨

五　第十条の十五の三第三号の規定による認定を受けた者である場合においては、当該認定の内容及び年月日

六　勤務先の名称及び所在地

七　法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十二第一項に規定する登録の消除及び法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する法第七十七条の六十二第二項の規定による禁止又は登録の消除の処分を受けた場合においては、その旨及びその年月日

（準用）

第十条の十五の六　第十条の八、第十条の十から第十条の十五の二までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の八第一項	前条	第十条の十五の四
	別記第五十二号様式	別記第六十号の三様式
第十条の十第二項	別記第五十三号様式	別記第六十号の四様式
第十条の十一第一項	別記第五十四	別記第六十号

（新設）

第十条の十二第一号	号様式	の五様式
第十条の十二第二号	別記第五十五号様式	別記第六十号の六様式
第十条の十二第三号	別記第五十六号様式	別記第六十号の七様式
第十条の十二第四号	別記第五十七号様式	別記第六十号の八様式
第十条の十二第五号	別記第五十八号様式	別記第六十号の九様式
第十条の十三第一項	別記第五十九号様式	別記第六十号の十様式
	別記第六十号様式	別記第六十号の十一様式

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第一項の表二の(二十四)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、同条第一項の表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同条第一項の表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第一項の表二の(二十四)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、同条第一項の表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同条第一項の表二の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一　別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に

掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（同条第一項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

2　（略）

3　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物　第一条の三第五項の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三　（略）

4・5　（略）

6　前各項に規定する図書及び書類のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するため又は申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める図書及び書類を申請書に添えなければならない。

7　前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類のうち二以上

掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては、同表の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

2　（略）

3　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の三第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一条の三第五項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二　法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物　第一条の三第五項の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三　（略）

4・5　（略）

6　前各項に規定する図書のほか、特定行政庁が全体計画の内容を把握するために特に必要があると認めて規則で定める図書を申請書に添えなければならない。

7　前各項の規定により申請書に添えるべき図書のうち二以上の図書の

の図書及び書類の内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書及び書類のうちいずれかの図書及び書類を申請書に添付し、他の図書及び書類の添付を省略することができる。

8　特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

9　特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

（全体計画認定の変更の申請等）

第十条の二十四　全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第七項までの規定による添付図書及び添付書類のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　前条第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書及び添付書類」とあるのは「添付図書及び添付書類（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第十条の二十五　法第八十六条の八第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　第三条の二第一項各号に掲げる変更であつて、変更後も全体計画に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの

二　（略）

内容が同一である場合においては、申請書にその旨を記載した上で、これらの図書のうちいずれかの図書を申請書に添付し、他の図書の添付を省略することができる。

8　特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

9　特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（全体計画認定の変更の申請等）

第十条の二十四　全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第七項までの規定による添付図書のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　前条第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書」とあるのは「添付図書（変更に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（全体計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第十条の二十五　法第八十六条の八第三項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　第三条の二第一項各号に掲げる変更

二　（略）

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　（略）

２　法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

（手数料の額）

第十一条の二の三　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　構造方法等の認定　申請一件につき、二万円に、別表第二の(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円とする。

二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百五万円

三・四　（略）

五　法第六十八条の二十二第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、職員二人が同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第十条の五の十八から第十条の五の二十までの規定を準用する。

２　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　（略）

２　法第七条の六第一項第一号の規定に基づき特定行政庁の仮使用の承認を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

（手数料の額）

第十一条の二の三　法第九十七条の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　構造方法等の認定　申請一件につき、二万円に、別表第二の(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円とする。

二・三　（略）

四　法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、職員二人が法第六十八条の二十三第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十八条の十三に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第十条の五の十八から第十条の五の二十までの規定を準用する。

２　前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる評価に基づいて行われる認定を受けようとする場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定

める額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ・ロ　（略）

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　三十七万円

二　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　二万円に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

三　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　五十五万円

四　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める額

イ～ヘ　（略）

(一)	(二)
法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び令第三章（令第五十二条第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定	法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法

める額（ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

イ・ロ　（略）

ハ　建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　三十七万円

二　既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　二万円に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の十分の一の額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十六第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

三　次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定（建築物の部分で、門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のものに関する認定に限る。）を受けた型式について、認定を受けようとする場合　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める額

イ～ヘ　（略）

(一)	(二)
法第二十条（第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）及び令第三章（令第五十二条第一項、令第六十一条、令第六十二条の八、令第七十四条第二項、令第七十五条及び令第七十六条を除き、令第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定	法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法

	第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
（略）	（略）

五　（略）

六　同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合　二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第四号又は第五号に規定する額（申請に係る工場等の件数を一として算定したものとする。次号において同じ。）の合計額

七　一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合　二万六千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第四号又は第五号に規定する額の合計額

3　法第九十七条の四第二項の国土交通省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　型式適合認定　申請一件につき、第一項第三号に掲げる額

二　型式部材等製造者の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、第一項第四号に掲げる額

三　法第六十八条の二十二第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、指定認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場等の所在地に出張するとした場合に第一項第五号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額を加算した額

	第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条の二第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定
（略）	（略）

四　（略）

五　同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式部材等につき認証を受けようとする場合　二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四号に規定する額（申請に係る工場等の件数を一として算定したものとする。次号において同じ。）の合計額

六　一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合　二万六千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第三号又は第四号に規定する額の合計額

3　法第九十七条の四第二項の国土交通省令で定める手数料のうち指定認定機関又は指定性能評価機関が行う処分又は性能評価（以下この条において「処分等」という。）に係るものの額は、次の各号に掲げる処分等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　型式適合認定　申請一件につき、第一項第二号に掲げる額

二　型式部材等製造者の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、第一項第三号に掲げる額

三　法第六十八条の二十三第一項の認証又はその更新　申請に係る工場等一件につき、三十九万円に、指定認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場等の所在地に出張するとした場合に第一項第四号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額を加算した額

四　（略）

4　第二項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

5　（略）

（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第一条の三第一項の申請書	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第一条の三第四項の申請書	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第三条第三項の申請書	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の

四　（略）

4　第二項（第一号及び第二号を除く。）の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる処分の申請に係る手数料の額について準用する。

5　（略）

（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第一条の三第一項の申請書	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第一条の三第四項の申請書	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第三条第三項の申請書	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の

	概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第四条の十六第一項の仮使用認定申請書	別記第三十三号様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（建築主事に申請する場合に限る。）	別記第三十四号様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
（略）	（略）
第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第八条の二第一項において準用する第一条の三第四項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
（略）	（略）
第八条の二第五項において準	（略）

	概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第四条の十六第一項の仮使用承認申請書	別記第三十三号様式による仮使用承認申請書の第二面による書類
第四条の十六第三項の仮使用承認申請書	別記第三十四号様式による仮使用承認申請書の第二面による書類
（略）	（略）
第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
第八条の二第一項において準用する第一条の三第四項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
（略）	（略）
（略）	（略）
第八条の二第六項において準	（略）

用する第二条の二第一項の規定による通知書		
第八条の二第五項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の通知書	（略）	
第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）	（略）	
第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）		
第八条の二第六項において準用する第三条第二項の規定による通知書	（略）	
第八条の二第六項において準用する第三条第三項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第四十二号の九様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四十二号の七様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	（略）

用する第二条の二第一項の規定による通知書		
第八条の二第六項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の通知書	（略）	
第八条の二第七項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）	（略）	
第八条の二第七項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。）		
第八条の二第七項において準用する第三条第二項の規定による通知書	（略）	
第八条の二第七項において準用する第三条第三項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第四十二号の九様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四十二号の七様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	（略）

第八条の二第六項において準用する第三条第七項に規定する場合の通知書	（略）
第八条の二第十三項において準用する第四条第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第十四項において準用する第四条の二第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第十七項において準用する第四条の八第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第二十項において準用する第四条の十六第一項の仮使用認定申請書	別記第四十二号の二十様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
第八条の二第二十項において準用する第四条の十六第三項の仮使用認定申請書	別記第四十二号の二十一様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
（略）	（略）

2　前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第三条第二項若しくは第三項の申請書又は第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第八条の二第六項において準用する第三条第二項若しくは第三項の規定による通知書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

一・二　（略）

3　次の表の(い)欄に掲げる申請書のうち同表の(ろ)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録し

第八条の二第七項において準用する第三条第七項に規定する場合の通知書	（略）
第八条の二第八項において準用する第四条第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第九項において準用する第四条の二第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第十二項において準用する第四条の八第一項の規定による通知書	（略）
第八条の二第十五項において準用する第四条の十六第一項の仮使用承認申請書	別記第四十二号の二十様式による仮使用承認申請書の第二面による書類
第八条の二第十五項において準用する第四条の十六第三項の仮使用承認申請書	別記第四十二号の二十一様式による仮使用承認申請書の第二面による書類
（略）	（略）

2　前項の区域内においては、第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第三条第二項若しくは第三項の申請書又は第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第八条の二第七項において準用する第三条第二項若しくは第三項の規定による通知書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

一・二　（略）

3　次の表の(い)欄に掲げる申請書のうち同表の(ろ)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、電子情報処理組織の使用又は当該書

た磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。

(い)	第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書	第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書
(ろ)	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書
	（略）	（略）
	第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書	第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書
	別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇	第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書

類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。

(い)	第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書	第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書
(ろ)	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
	（略）	（略）
	第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書	第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書
	別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類 別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図	別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇

		降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書
（略）	（略）	（略）
第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項の申請書	（略）	別記第三十四号様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（指定確認検査機関に申請する場合に限る。）		

4　次の表の(い)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、都道府県知事が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第三条の七第一項の申請書	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類

		降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
（略）	（略）	（略）
第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項の申請書	（略）	（新　設）
（新　設）		

	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

5　第三条の七第一項の申請書又は第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書については、別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。

6　次の表の(い)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定構造計算適合性判定機関が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第三条の十において準用する第三条の七第一項の申請書	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書
第八条の二第七項において準用する第三条の十において準用する第三条の七第一項の規定による通知書	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第五号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第四章の二第二節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　法第十五条の二の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入検査、試験若しくは質問させること。

四～十　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	（略）
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価	（略）
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十一万円
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	
床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの	六十万円
床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの	八十一万円
床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの	百一万円
法第二十二条第一項の認定に係る評価	六十九万円
（略）	（略）
法第二十三条の認定に係る評価	（略）
主要構造部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	
耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百三十六万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円

一・二　（略）

三～九　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	（略）
法第二十条第一号の認定に係る評価	（略）
法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十一万円
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
法第二十二条第一項の認定に係る評価	六十九万円
（略）	（略）
法第二十三条の認定に係る評価	（略）
（新設）	百三十六万円
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		九十四万円
法第三十条の認定に係る評価		八十三万円
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（削る）		（削る）
（略）	（略）	（略）
令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円

（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
（新設）		（新設）
法第三十条の認定に係る評価		八十三万円
（略）	（略）	（略）
令第百十五条の二の二第一項第一号の認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十八万円
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十三万円
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十万円
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
令第百十五条の二の二第一項第四号ハの認定に係る評価		百万円
（略）	（略）	（略）
令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円

令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十八万円
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十三万円
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十万円
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定に係る評価		百万円
令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る評価		四十万円
(略)	(略)	(略)

(備考)　法第二十条第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条の二第一項、令第百二十九条の二の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)		(新設)
令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る評価		四十万円
(略)	(略)	(略)

(備考)　法第二十条第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条の二第一項、令第百二十九条の二の二第一項並びに第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

○建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）
目次 第一章　総則（第一条） 第二章　指定建築基準適合判定資格者検定機関（第二条―第十三条） 第二章の二　指定構造計算適合判定資格者検定機関（第十三条の二・第十三条の三） 第三章　（略） 第三章の二　指定構造計算適合性判定機関（第三十一条の三―第三十一条の十五） 第四章～第八章　（略） 附則	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　指定資格検定機関（第二条―第十三条） 第三章　（略） 第三章の二　指定構造計算適合性判定機関（第三十一条の三―第三十一条の十四） 第四章～第八章　（略） 附則
第二章　指定建築基準適合判定資格者検定機関	第二章　指定資格検定機関
（指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る指定の申請） 第二条　法第五条の二第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地 三　建築基準適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～六　（略）	（指定資格検定機関に係る指定の申請） 第二条　法第五条の二第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　資格検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地 三　資格検定事務を開始しようとする年月日 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～六　（略）

七　建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所ごとの検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　（略）

九　建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十　法第七十七条の七第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定委員の選任に関する事項を記載した書類

十一・十二　（略）

（指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る名称等の変更の届出）

第三条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の五第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定建築基準適合判定資格者検定機関の名称若しくは住所又は建築基準適合判定資格者検定事務を行う事務所の所在地

二・三　（略）

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の六第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（建築基準適合判定資格者検定委員の選任及び解任）

第五条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の七第三項の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　建築基準適合判定資格者検定委員の氏名

二・三　（略）

七　資格検定事務を行おうとする事務所ごとの検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　（略）

九　資格検定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十　法第七十七条の七第一項に規定する資格検定委員の選任に関する事項を記載した書類

十一・十二　（略）

（指定資格検定機関に係る名称等の変更の届出）

第三条　指定資格検定機関は、法第七十七条の五第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更後の指定資格検定機関の名称若しくは住所又は資格検定事務を行う事務所の所在地

二・三　（略）

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四条　指定資格検定機関は、法第七十七条の六第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（資格検定委員の選任及び解任）

第五条　指定資格検定機関は、法第七十七条の七第三項の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　資格検定委員の氏名

二・三　（略）

（建築基準適合判定資格者検定事務規程の記載事項）

第六条　法第七十七条の九第二項に規定する建築基準適合判定資格者検定事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　建築基準適合判定資格者検定事務を行う時間及び休日に関する事項

二　建築基準適合判定資格者検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項

三　建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する事項

四　（略）

五　建築基準適合判定資格者検定委員の選任及び解任に関する事項

六　建築基準適合判定資格者検定事務に関する秘密の保持に関する事項

七　建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八　その他建築基準適合判定資格者検定事務の実施に関し必要な事項

（建築基準適合判定資格者検定事務規程の認可の申請）

第七条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る建築基準適合判定資格者検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第八条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該

（資格検定事務規程の記載事項）

第六条　法第七十七条の九第二項に規定する資格検定事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　資格検定事務を行う時間及び休日に関する事項

二　資格検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項

三　資格検定事務の実施の方法に関する事項

四　（略）

五　資格検定委員の選任及び解任に関する事項

六　資格検定事務に関する秘密の保持に関する事項

七　資格検定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八　その他資格検定事務の実施に関し必要な事項

（資格検定事務規程の認可の申請）

第七条　指定資格検定機関は、法第七十七条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る資格検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　指定資格検定機関は、法第七十七条の九第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第八条　指定資格検定機関は、法第七十七条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画

認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（帳簿）

第九条　法第七十七条の十一に規定する国土交通省令で定める建築基準適合判定資格者検定事務に関する事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　（略）

（建築基準適合判定資格者検定事務の実施結果の報告）

第十条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止の許可）

第十一条　指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十四第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2　指定資格検定機関は、法第七十七条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（帳簿）

第九条　法第七十七条の十一に規定する国土交通省令で定める資格検定事務に関する事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録され、必要に応じ指定資格検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　（略）

（資格検定事務の実施結果の報告）

第十条　指定資格検定機関は、建築基準適合判定資格者検定を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（資格検定事務の休廃止の許可）

第十一条　指定資格検定機関は、法第七十七条の十四第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を

を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする建築基準適合判定資格者検定事務の範囲

二・三　（略）

（建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ）

第十二条　指定建築基準適合判定資格者検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であった者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　建築基準適合判定資格者検定事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二　建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

第二章の二　指定構造計算適合判定資格者検定機関

（指定構造計算適合判定資格者検定機関に係る指定の申請）

第十三条の二　法第五条の五第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　構造計算適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日

（準用）

第十三条の三　第二条第二項の規定は法第五条の五第一項に規定する指

国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする資格検定事務の範囲

二・三　（略）

（資格検定事務等の引継ぎ）

第十二条　指定資格検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定資格検定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定資格検定機関であった者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　資格検定事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二　資格検定事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

定の申請に、第三条から第十三条までの規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関について準用する。

（指定確認検査機関に係る指定の申請）

第十四条　法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二～十三　（略）

十四　申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号から第十一号まで及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第九号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五・十六　（略）

（指定確認検査機関に係る指定の区分）

第十五条　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

二の二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

（指定確認検査機関に係る指定の申請）

第十四条　法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第八号の二の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二～十三　（略）

十四　申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号、第十一号及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第九号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五・十六　（略）

（指定確認検査機関に係る指定の区分）

第十五条　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

る仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

三・四　（略）

四の二　床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

五・六　（略）

六の二　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

七・八　（略）

八の二　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の仮使用認定を行う者としての指定

九～十四　（略）

十四の二　工作物の仮使用認定を行う者としての指定

（確認検査員の数）

第十六条　法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(い)	(ろ)	(は)
前条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	（略）
	完了検査	八百六十
	中間検査	八百六十
	仮使用認定	八百六十
前条第一号から第二号の二までの建築	建築確認	（略）

三・四　（略）

五・六　（略）

七・八　（略）

九～十四　（略）

（確認検査員の数）

第十六条　法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認、中間検査及び完了検査の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(い)	(ろ)	(は)
前条第一号及び第二号の建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	（略）
	中間検査	八百六十
	完了検査	八百六十
	（新設）	（新設）
前条第一号及び第二号の建築物（法第	建築確認	（略）

物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	完了検査	七百二十
	中間検査	七百八十
	仮使用認定	七百二十
前条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認	（略）
	完了検査	五百十
	中間検査	六百八十
	仮使用認定	五百十
前条第五号から第六号の二までの建築物	建築確認	（略）
	完了検査	三百二十
	中間検査	四百五十
	仮使用認定	三百二十
前条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認	（略）
	完了検査	二百三十
	中間検査	三百四十
	仮使用認定	二百三十
前条第九号及び第十号の建築設備	建築確認	（略）
	完了検査	七百八十
	中間検査	二千二百
前条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	（略）
	完了検査	千
	中間検査	三千五百
前条第十三号から第十四号の二までの工作物	建築確認	（略）
	完了検査	千
	中間検査	三千三百
	仮使用認定	千

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合

六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	中間検査	七百八十
	完了検査	七百二十
	（新設）	（新設）
前条第三号及び第四号の建築物	建築確認	（略）
	中間検査	六百八十
	完了検査	五百十
	（新設）	（新設）
前条第五号及び第六号の建築物	建築確認	（略）
	中間検査	四百五十
	完了検査	三百二十
	（新設）	（新設）
前条第七号及び第八号の建築物	建築確認	（略）
	中間検査	三百四十
	完了検査	二百三十
	（新設）	（新設）
前条第九号及び第十号の建築設備	建築確認	（略）
	中間検査	二千二百
	完了検査	七百八十
前条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	（略）
	中間検査	三千五百
	完了検査	千
前条第十三号及び第十四号の工作物	建築確認	（略）
	中間検査	三千三百
	完了検査	千
	（新設）	（新設）

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合

において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一　三千万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ　第十五条第五号から第六号の二までのいずれかの指定を受けようとする場合（ロに該当する場合を除く。）　一億円

ロ　第十五条第七号から第八号の二までのいずれかの指定を受けようとする場合　三億円

二　その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行った確認検査の件数の合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物、同条第九号から第十二号までの建築設備並びに同条第十三号から第十四号の二までの工作物	（略）
第十五条第三号から第四号の二までの建築物	（略）
第十五条第五号から第六号の二までの建築物	（略）
第十五条第七号から第八号の二までの建築物	（略）

2～4　（略）

において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一　三千万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ　第十五条第五号又は第六号のいずれかの指定を受けようとする場合（ロに該当する場合を除く。）　一億円

ロ　第十五条第七号又は第八号のいずれかの指定を受けようとする場合　三億円

二　その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行った確認検査の件数の合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
第十五条第一号及び第二号の建築物、同条第九号から第十二号までの建築設備並びに同条第十三号及び第十四号の工作物	（略）
第十五条第三号及び第四号の建築物	（略）
第十五条第五号及び第六号の建築物	（略）
第十五条第七号及び第八号の建築物	（略）

2～4　（略）

（指定確認検査機関に係る構成員の構成）

第十八条　法第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人　社員又は評議員

二～六　（略）

（指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出）

第十九条　指定確認検査機関は、法第七十七条の二十一第二項の規定により第二号よりその名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三号様式の指定確認検査機関変更届出書を、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事（以下この章において「国土交通大臣等」という。）に提出しなければならない。

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　建築物　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第三号様式の建築計画概要書（第三面を除く。）に記載すべき事項

ロ・ハ　（略）

二　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用す

（指定確認検査機関に係る構成員の構成）

第十八条　法第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人　社員

二～六　（略）

（指定確認検査機関に係る名称等の変更の届出）

第十九条　指定確認検査機関は、法第七十七条の二十一第二項の規定によりその名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三号様式の指定確認検査機関変更届出書を、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）に提出しなければならない。

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　建築物　施行規則別記第三号様式の建築計画概要書（第三面を除く。）に記載すべき事項

ロ・ハ　（略）

二　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日並びに法第七条の二第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準

る場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三～六　（略）

七　機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証及び施行規則別記第三十五号の三様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八　（略）

九　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第七条の六第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

2・3　（略）

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類並びに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写しとする。

2・3　（略）

用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日

三～六　（略）

七　機関が交付した確認済証、検査済証及び中間検査合格証の番号並びにこれらを交付した年月日

八　（略）

九　法第六条の二第十項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）及び法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）の規定による報告を行った年月日

2・3　（略）

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条並びに施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八に規定する図書及び書類並びに施行規則第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号に掲げる書類とする。

2・3　（略）

（書類の閲覧等）

第二十九条の二　法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　定款及び登記事項証明書

二～四　（略）

五　法人であって、その者の親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

２　（略）

３　指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第三号並びに第一項第一号及び第三号から第五号までに定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。

４～６　（略）

（指定確認検査機関）

第三十一条の二　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。）のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定確認検査機関		指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地		確認検査の業務の開始の日
名称	住所					
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目二番一号	第十五条第一号、第二号、第三号	日本全域	イ　本部	東京都千代田区神田	平成十一年五月十三日

（書類の閲覧等）

第二十九条の二　法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二～四　（略）

２　（略）

３　指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第三号並びに第一項第一号、第三号及び第四号に定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。

４～６　（略）

（指定確認検査機関）

第三十一条の二　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。）のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定確認検査機関		指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地		確認検査の業務の開始の日
名称	住所					
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二	技術評価・審査に関連する建築物	北海道、宮城県、埼玉県、	イ　本部	東京都港区虎ノ門	平成十一年五月十三日

ター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法人日本建築設備・昇降機センターという名称で設立され	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	丁目九番地	、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	福島県福島市、郡山市及びいわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の区域（島しょ部を除く。）、神奈川県、山
田錦町一丁目九番地	ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十一年五月十三日			

（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法人日本建築設備・昇降機センターという名称で設立された法	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	番二号	及び工作物の確認、検査等	床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一〇、〇〇〇平方メートル以内の建築物、建築設備及び工作物（昇降機等に限る。）の確認、検査	千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県及び福岡県の全域	埼玉県、千葉県、東京都の区域（島しょ部を除く。）並びに神奈川県の全域
三丁目二番二号	ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成十一年五月十三日				

た法人をいう。以下同じ。）		（削除）	一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日
		（削除）	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号
		（削除）	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号
梨県並びに静岡県静岡市、沼津市、三島市、富士市及び熱海市の全域		（削除）	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、
		（削除）	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号
		（削除）	平成十一年十月四日

人をいう。以下同じ。）		財団法人住宅保証機構（昭和五十七年四月一日に財団法人住宅保証機構という名称で設立された法人をいう。）	財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日に財
		東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号
		床面積の合計が五〇〇平方メートル以内の住宅性能保証制度に登録される住宅（共同住宅を除く。）の確認、検査	技術評価・審査に関連する建築物及び工作物の確認、検査等
		埼玉県浦和市並びに東京都千代田区、中央区及び港区の全域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
		東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号
		平成十一年六月三十日	平成十一年十月四日

に財団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）		一般財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県の全域	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	平成十二年四月二十五日
、第十三号及び第十四号に掲げる区分		一般財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都千	第十五条第	岩手県、	東京都千代	平成十四年八

兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県の全域		団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	地上階数が三以上で、かつ、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上の共同住宅で、一定の要件に該当する建築物及び当該建築物の建築設備等の確認、検査	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の全域	東京都文京区関口一丁目二十四番八号	平成十二年四月二十五日

法人ベターリビング（昭和四十八年二月十三日に財団法人住宅部品開発センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	代田区富士見二丁目七番二号	一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	田区富士見二丁目七番二号	月二十日

2　（略）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）

第三十一条の三　法第七十七条の三十五の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府

2　（略）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）

第三十一条の三　法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受けようとする者は、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなけれ

県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二～十　（略）

十の二　別記第十号の二の二様式による構造計算適合性判定の業務の予定件数を記載した書類

十の三　別記第十号の二の三様式による過去二十事業年度以内において構造計算適合性判定を行った件数を記載した書類

十一　構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該構造計算適合性判定員が構造計算適合判定資格者であることを証する書類

十二・十三　（略）

十四　申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号の二から第十一号まで及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第十号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十四の二　申請者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第三十一条の三の三第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

十五　（略）

（構造計算適合性判定員の数）

第三十一条の三の二　法第七十七条の三十五の四第一号の国土交通省令

ばならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二～十　（略）

十一　構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

十二・十三　（略）

十四　申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十一号及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第十号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五　（略）

（新設）

で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに(ろ)欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

	(い)	(ろ)	(は)
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定		床面積の合計が千平方メートル以内の建築物	四百八十
		床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百二十
		床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	二百七十
		床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内の建築物	百九十
		床面積の合計が五万平方メートルを超える建築物	九十
特定構造計算基準又は特定		床面積の合計が千平方メー	二百四十

増改築構造計算基準（法第二十条第一項第二号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	トル以内の建築物	
	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	百六十
	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	百三十
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内の建築物	九十
	床面積の合計が五万平方メートルを超える建築物	四十

2　前項の常勤換算方法とは、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定員（職員である者に限る。以下この項において同じ。）のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を常勤の構造計算適合性判定員が勤務する時間数で除することにより常勤の構造計算適合性判定員の数に換算する方法をいう。

（指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額）

第三十一条の三の三　法第七十七条の三十五の四第三号の国土交通省令で定める額は、その者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該構造計算適合性判定に係る建築物について法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定を行う権限を有する都道府

（新設）

県知事が統括する都道府県が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一　千五百万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合（ロに該当する場合を除く。）　五千万円

ロ　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合　一億五千万円

二　その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行った構造計算適合性判定の件数の合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物	百円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	千円
床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物	四千五百円

2　第十七条第二項から第四項までの規定は、法第七十七条の三十五の

四第三号の財産の評価額について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「確認検査」とあるのは、「構造計算適合性判定」と読み替えるものとする。

（指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の四　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定によりその名称又は住所を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書を、その指定をした国土交通大臣又は都道府県知事（以下この章において「国土交通大臣等」という。）に提出しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更に係る認可の申請）

第三十一条の四の二　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の六第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二様式の指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請書に第三十一条の三第一号から第五号まで、第七号、第十号の二、第十号の三、第十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五　第三十一条の三から第三十一条の三の三までの規定は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合について準用する。この場合において、第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

（指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の四　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定によりその名称若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関変更届出書を、都道府県知事に提出しなければならない。

（新設）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五　法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第三十一条の三の規定を準用する。

（委任都道府県知事に対する指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の六　国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第二項の規定によりその名称又は住所を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書を委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三の三様式の指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書を関係委任都道府県知事に、提出しなければならない。

2　都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第三項の規定により構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三の三様式の指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書を、委任都道府県知事に提出しなければならない。

（構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出）

第三十一条の七　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第三項の規定によりその構造計算適合性判定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十号の四様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を、国土交通大臣等に提出しなければならない。

2　指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定による提出をしたときは、遅滞なく、その指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。

（構造計算適合性判定業務規程の認可の申請）

第三十一条の八　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項前段の規定により構造計算適合性判定業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十号の五様式の指定構造計算適合性

（構造計算適合性判定員の要件）

第三十一条の六　法第七十七条の三十五の七第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

二　建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出）

第三十一条の七　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の七第三項の規定によりその構造計算適合性判定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十号の四様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

（構造計算適合性判定業務規程の認可の申請）

第三十一条の八　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項前段の規定により構造計算適合性判定業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十号の五様式の指定構造計算適合性判

判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書に当該認可に係る構造計算適合性判定業務規程を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

2　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項後段の規定により構造計算適合性判定業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十号の六様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

3　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その構造計算適合性判定業務規程を関係委任都道府県知事（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。

（構造計算適合性判定業務規程の記載事項）

第三十一条の九　法第七十七条の三十五の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　事務所の所在地及びその事務所が構造計算適合性判定の業務を行う区域に関する事項

三～七　（略）

八　構造計算適合性判定員の配置に関する事項

九・十　（略）

十一　法第七十七条の三十五の十五各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項

十二　（略）

（掲示の記載事項及び様式）

第三十一条の九の二　法第七十七条の三十五の十三の規定による国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書に当該認可に係る構造計算適合性判定業務規程を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項後段の規定により構造計算適合性判定業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十号の六様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（構造計算適合性判定業務規程の記載事項）

第三十一条の九　法第七十七条の三十五の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　事務所の所在地に関する事項

三～七　（略）

八・九　（略）

十　（略）

（新設）

一　指定の番号
二　指定の有効期間
三　機関の名称
四　代表者氏名
五　主たる事務所の住所及び電話番号
六　委任都道府県知事
七　取り扱う建築物

2　法第七十七条の三十五の十三の規定により指定構造計算適合性判定機関が行う掲示は別記第十号の六の二様式によるものとする。

（帳簿）

第三十一条の十　法第七十七条の三十五の十四第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受理した年月日及び法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第四項の規定による通知を受けた年月日

三　構造計算適合性判定を実施した構造計算適合性判定員の氏名

四　（略）

五　構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六　構造計算適合性判定の業務に関する手数料の額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁

（帳簿）

第三十一条の十　法第七十七条の三十五の十第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　構造計算適合性判定に係る確認を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　構造計算適合性判定の求めに係る建築物の種類、名称、構造その他の概要、構造計算の概要及び当該構造計算に用いたプログラムの名称、当該プログラムに係る国土交通大臣の認定の有無、認定番号その他の概要

三　構造計算適合性判定の求めを受けた年月日

四　構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員の氏名

五　（略）

六　構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付した年月日

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁

気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、第三十一条の十四の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一　法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則第三条の七（施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類とする。

2　前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書及び書類に代えることができる。

3　法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（書類の閲覧等）

第三十一条の十一の二　法第七十七条の三十五の十五第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、第三十一条の十三の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一　法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第二条第二項（施行規則第三条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類並びに構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書とする。

2　前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができる。

3　法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて適用する法第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（新設）

一　定款及び登記事項証明書
二　財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書
三　法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類
四　法人である場合にあっては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
五　法人であって、その者の親会社等が指定確認検査機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

2　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第一号及び前項第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく構造計算適合性判定の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。

3　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第二号及び第三号並びに第一項第一号及び第三号から第五号までに定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。

4　法第七十七条の三十五の十五各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ構造計算適合性判定の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5　指定構造計算適合性判定機関は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所に備え置くものとする。

6　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五各号

の書類（第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（監督命令に係る公示の方法）

第三十一条の十一の三　法第七十七条の三十五の十六第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一　監督命令をした年月日

二　監督命令を受けた指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名

三　監督命令の内容

四　監督命令の原因となった事実

（委任都道府県知事による報告）

第三十一条の十一の四　法第七十七条の三十五の十七第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について、文書をもって行うものとする。

一　立入検査を行った指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地

二　立入検査を行った年月日

三　法第七十七条の三十五の十七第二項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料

四　その他委任都道府県知事が必要と認めること

（指定構造計算適合性判定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第三十一条の十二　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十八第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号の七様式の

（新設）

（新設）

（指定構造計算適合性判定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第三十一条の十二　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号の七様式の

指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書を国土交通大臣等に提出しなければならない。

（処分の公示）

第三十一条の十三　法第七十七条の三十五の十九第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一～四　（略）

（構造計算適合性判定の業務の引継ぎ）

第三十一条の十四　指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者）は、法第七十七条の三十五の二十一第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　構造計算適合性判定の業務を、委任都道府県知事に引き継ぐこと。

二　法第七十七条の三十五の十四第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三　その他国土交通大臣等又は委任都道府県知事が必要と認める事項

2　指定構造計算適合性判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、委任都道府県知事に協議しなければならない。

（準用）

第三十一条の十五　第二十二条の規定は、法第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定をしたときについて準用する。

指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（処分の公示）

第三十一条の十三　法第七十七条の三十五の十四第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一～四　（略）

（構造計算適合性判定の業務の引継ぎ）

第三十一条の十四　指定構造計算適合性判定機関（都道府県知事が法第七十七条の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者）は、法第七十七条の三十五の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　構造計算適合性判定の業務を都道府県知事に引き継ぐこと。

二　構造計算適合性判定の業務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三　その他都道府県知事が必要と認める事項

（新設）

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条　法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二～十四　（略）

（指定認定機関に係る指定の区分）

第三十三条　法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、行おうとする処分について次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　型式部材等に係る法第六十八条の二十二第一項の規定による認証及び法第六十八条の二十二第二項において準用する法第六十八条の十四第一項の規定による認証の更新並びに法第六十八条の二十二第二項において準用する法第六十八条の十一第三項の規定による公示を行う者としての指定

2　（略）

（認定等の方法）

第三十七条　法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　型式部材等製造者の認証（法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第六十八条の二十二第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証及び法第六十八条の十四第

（指定認定機関に係る指定の申請）

第三十二条　法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二～十四　（略）

（指定認定機関に係る指定の区分）

第三十三条　法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、行おうとする処分について次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　型式部材等に係る法第六十八条の二十三第一項の規定による認証及び法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の十四第一項の規定による認証の更新並びに法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の十一第三項の規定による公示を行う者としての指定

2　（略）

（認定等の方法）

第三十七条　法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　（略）

二　型式部材等製造者の認証（法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第六十八条の二十三第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証及び法第六十八条の十四第

一項（法第六十八条の二十二第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証の更新をいう。以下同じ。）　次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ～ハ　（略）

（指定認定機関による認定等の報告）

第四十二条　指定認定機関は、法第六十八条の二十四第一項に規定する認定等を行ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、国土交通大臣に報告しなければならない。

一　（略）

二　法第六十八条の二十四第一項の認証を行った場合　別記第十八号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

三　法第六十八条の二十四第一項の認証の更新を行った場合　別記第十九号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

（指定認定機関）

第四十六条の二　指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定認定機関		指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
名称	住所				

一項（法第六十八条の二十三第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認証の更新をいう。以下同じ。）　次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

イ～ハ　（略）

（指定認定機関による認定等の報告）

第四十二条　指定認定機関は、法第六十八条の二十五第一項に規定する認定等を行ったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、国土交通大臣に報告しなければならない。

一　（略）

二　法第六十八条の二十五第一項の認証を行った場合　別記第十八号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

三　法第六十八条の二十五第一項の認証の更新を行った場合　別記第十九号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

（指定認定機関）

第四十六条の二　指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定認定機関		指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
名称	住所				

一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第三十三条第二項各号に係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	イ　本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日	
一般財団法人建材試験センター（昭和三十九年六月一日に財団法人建材試験センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	第三十三条第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号	平成十二年六月十六日	

財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	第三十三条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	イ　本部 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号	平成十二年六月十六日	
財団法人建材試験センター（昭和三十九年六月一日に財団法人建材試験センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	第三十三条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	平成十二年六月十六日	

）	一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	第三十三条第二項第一号、第二号、第二号の二、第五号及び第七号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域及び外国	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成十二年六月十六日	
	一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第三十三条第二項第一号、第二号及び第四号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十二年六月二十九日	東京都港区西新橋一丁六月二十九
	一般財団法人日本	東京都港区西	第三十三条第二項第七	日本全域及び外国	東京都港区	平成十二年六月二十九	

	財団法人ベターリビング（昭和四十八年二月十三日に財団法人ベターリビングという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都千代田区二番町四番地五	第三十三条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国	東京都千代田区二番町四番地五	平成十二年六月十六日	
	財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第三十三条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号	平成十二年六月二十九日	東京都港区虎ノ門一丁
	財団法人日本建築	東京都港区虎	第三十三条第一項各号	日本全域及び外国	東京都港区	平成十二年六月二十九	

建築設備・昇降機センター	新橋一丁目十五番五号	号、第八号及び第十号から第十二号までに係る同条第一項各号に掲げる区分	型式部材等製造者の認証に係る国	目十五番五号	日	公益財団法人日本住宅・木材技術センター（昭和五十二年十一月二十四日に財団法人日本住宅・木材技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	一般社団法人日本
	東京都江東区新砂三丁目四番二号	第三十三条第二項第一号及び第二号に係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都江東区新砂三丁目四番二号	平成十二年六月二十九日		東京都港区虎ノ門一丁	第三十三条第二項第一
設備・昇降機センター	ノ門一丁目十三番五号	に掲げる区分	型式部材等製造者の認証に係る国	目十三番五号	日	財団法人日本住宅・木材技術センター（昭和五十二年十一月二十四日に財団法人日本住宅・木材技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区虎ノ門一丁目二番十九号	第三十三条第一項各号に掲げる区分
	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	第三十三条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	平成十二年六月二十九日			

膜構造協会（昭和五十三年九月二十七日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	ノ門一丁目十三番五号	号に係る同条第一項第一号に掲げる区分		目十三番五号

2　（略）

（承認認定機関に係る承認の申請）

第四十七条　法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二～四　（略）

（旅費の額）

第五十四条　令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査

（承認認定機関に係る承認の申請）

第四十七条　法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二～四　（略）

（旅費の額）

第五十四条　令第百三十六条の二の十六の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査

のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（準用）

第五十七条　第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

（指定性能評価機関に係る指定の申請）

第五十八条　法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款及び登記事項証明書

二～十五　（略）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　（略）

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十三条、法第六十四条、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、令第百十三条第一項第三号、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二　（略）

のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（準用）

第五十七条　第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十六条の規定は法第六十八条の二十五第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

（指定性能評価機関に係る指定の申請）

第五十八条　法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二～十五　（略）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　（略）

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十三条、法第六十四条、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、令第百十三条第一項第三号、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百十五条の二の二第一項第一号及び第四号ハ並びに令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二　（略）

二の二　法第二十条第一項第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の三　法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の四　法第二十一条第二項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　（略）

三の二　法第二十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ　法第二条第七号から第八号まで若しくは法第二十三条又は令第七十条、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十三条第一項第三号、令第百十五条の二第一項第四号若しくは令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4)　（略）

ロ～ト　（略）

（指定性能評価機関）

第七十一条の二　指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法

二の二　法第二十条第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の三　法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　（略）

四～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ　法第二条第七号から第八号まで若しくは法第二十三条又は令第七十条、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十三条第一項第三号、令第百十五条の二第一項第四号若しくは令第百十五条の二の二第一項第一号若しくは第四号ハの規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4)　（略）

ロ～ト　（略）

（指定性能評価機関）

第七十一条の二　指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法

人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定性能評価機関		指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第五十九条第二号の二、第二号の三、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日
一般財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町二丁目八	第五十九条第一号、第二号、第三号、第四号	日本及び外国の全域	埼玉県草加市高砂二丁目九番二号	平成十二年六月十六日

人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定性能評価機関		指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始日
名称	住所				
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	第五十九条第一号、第二号、第五号から第十号まで及び第十一号から第二十三号までに掲げる区分	日本全域	イ 本部 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号	平成十二年六月十六日
財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九	第五十九条第一号から第四号まで、第六号か	日本全域	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	平成十二年六月十六日

	一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	第五十九条第一号から第二号の二まで、第四号、第六号から第九号まで、第十一号、第十三号、第十八号、第二十号、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	イ 本部 東京都千代田区富士見二丁目七番二号 ロ 茨城事務所 茨城県つくば市立原二番地	平成十二年六月十六日		番四号、第六号から第八号まで、第八号の三、第九号、第十一号、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十四号に掲げる区分
	財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	第五十九条第一号、第二号、第四号、第六号から第九号まで、第十一号から第十四号まで、第十八号及び第二十号に掲げる区分	日本全域	東京都千代田区二番町四番地五号	平成十二年六月十六日		番八号から第九号まで、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十九号に掲げる区分

一般財団法人日本建築総合試験所	（略）	第五十九条第一号から第二号の二まで、第三号、第四号、第六号から第八号まで、第八号の三、第九号から第十二号の三まで、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十一号の二から第二十一号の四まで、第二十三号及び第二十四号に掲げる区分	日本及び外国の全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	東京都江東区新砂三丁目四番二号	平成十二年六月二十九日
公益財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂三丁目四番二号	第五十九条第一号、第六号、第八号の三、第十一号及び第二十四号	日本及び外国の全域			

財団法人日本建築総合試験所	（略）	第五十九条第一号から第四号まで、第六号から第十号まで、第十一号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号	東京都江東区新砂三丁目三番一号	平成十二年六月二十九日
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	第五十九条第一号及び第十二号に掲げる区分	日本全域			

	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第五十九条第六号、第十七号の二、第二十号及び第二十二号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年十一月一日
	一般財団法人小林理学研究所	東京都国分寺市東元町三丁目二十番四十一号	第五十九条第四号に掲げる区分	日本全域	東京都国分寺市東元町三丁目二十番四十一号	平成十二年十二月四日
	財団法人小林理学研究所（昭和十五年八月二十四日に財団法人小林理学研究所という名称で設立された法人をいう。）	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	第五十九条第六号、第二十号及び第二十二号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成十二年十一月一日
	一般財団法人日本塗料検査協会（昭	東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	神奈川県藤沢市宮前六百三十六番三号	平成十五年三月十四日

和三十年八月二十七日に財団法人塗料検査協会という名称で設立された法人をいう。）	号				
一般財団法人ボーケン品質評価機構（昭和二十三年十二月六日に財団法人日本紡績検査協会という名称で設立された法人をいう。）	大阪府大阪市中央区上町一丁目十八番十五号	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区上町一丁目十八番十五号	平成十五年四月四日
一般財団法人化学物質評価	東京都文京区後楽一丁目四	第五十九条第八号の三に掲げる区	日本全域	イ　東京事務所　埼玉県北葛	平成十五年四月四日

研究機構（昭和二十四年二月八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう。）	番二十五号	分		ロ 大阪事務所 大阪府東大阪市荒本北一丁目五番五十五号	飾郡杉戸町下高野千六百番地		
一般財団法人東海技術センター（昭和四十六年十月三十日に財団法人東海技術センターという名称で設立された法人をいう。）	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地	第五十九条第八号の三に掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市名東区猪子石二丁目七百十番地	平成十五年六月三日		
一般財団	東京都港	第五十九条	日本全域	東京都港区	平成十六年十		

法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）	区虎ノ門二丁目三番二十号	第二号の二に掲げる区分		虎ノ門二丁目三番二十号	月十八日	
一般社団法人日本免震構造協会（平成十一年四月一日に社団法人日本免震構造協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号	第五十九条第二号の二及び第六号に掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号	平成十六年十二月二十四日	

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	平成二十二年十二月二十日
一般社団法人日本膜構造協会	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成二十三年三月二十四日
一般財団法人さいたま住宅	埼玉県さいたま市浦和区岸	第五十九条第二号の二に掲げる区	埼玉県、東京都、千葉県、	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁	平成二十五年一月十六日

検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）	町七丁目十二番三号	分	茨城県、栃木県及び群馬県	目十二番三号

2　（略）

（承認性能評価機関に係る承認の申請）

第七十二条　法第七十七条の五十七第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第三十六号様式の承認性能評価機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二～四　（略）

（準用）

第七十九条　第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の規定による承認の申請に、第六十二条の規定は法第六十八条の二十五第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条から第六十九条までの規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七

2　（略）

（承認性能評価機関に係る承認の申請）

第七十二条　法第七十七条の五十七第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第三十六号様式の承認性能評価機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二～四　（略）

（準用）

第七十九条　第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の規定による承認の申請に、第六十二条の規定は法第六十八条の二十六第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条から第六十九条までの規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七

十七条の四十九第一項の検査について準用する。

（権限の委任）

第八十条　（略）

２　法第十八条の二第一項及び法第四章の二第三節並びに第三十一条の十四に規定する国土交通大臣の権限のうち、その構造計算適合性判定の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定構造計算適合性判定機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

十七条の四十九第一項の検査について準用する。

（権限の委任）

第八十条　（略）

○都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（建築物の建築等に係る同意に関する協議） 第一条の十二　法第十九条の十五第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十四第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）	（建築物の建築等に係る同意に関する協議） 第一条の十二　法第十九条の十五第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本二通）に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十四第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
別表第一（第三条及び第四条関係） （略） 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号） （略） 第三条の二十二第一項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。）及び第三条の二十六第四項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。） （略）	別表第一（第三条及び第四条関係） （略） 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号） （略） 第四条の二十九第一項（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。）及び第四条の三十三第四項（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。） （略）
別表第三（第八条及び第九条関係） （略） 建築基準法施行規則 （略） 第三条の二十二第二項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。） （略）	別表第三（第八条及び第九条関係） （略） 建築基準法施行規則 （略） 第四条の二十九第二項（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。） （略）
別表第四（第十条及び第十一条関係） （略） 建築基準法施行規則 （略） 第三条の二十二第二項（第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八において準用する場合を含む。） （略）	別表第四（第十条及び第十一条関係） （略） 建築基準法施行規則 （略） 第四条の二十九第二項（第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する場合を含む。） （略）

○建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（構造設計図書及び設備設計図書） 第一条　建築士法（以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第一項の規定により、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の十一第一号で定める一連の規定に適合するものであることの認定を受けた型式による建築物の部分を有する建築物に係るものを除く。）とする。 一　（略） 二　建築基準法第二十条第一項第一号の認定に係る構造方法を用いる建築物にあつては、建築基準法施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書 三・四　（略） ２　（略） （構造設計一級建築士への法適合確認） 第十七条の十七の二　法第二十条の二第二項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。 一・二　（略） 三　建築基準法第二十条第一項第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等 四　（略）	（構造設計図書及び設備設計図書） 第一条　建築士法（以下「法」という。）第二条第六項の国土交通省令で定める建築物の構造に関する設計図書は、次に掲げる図書（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第一項の規定により、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二の十一第一号で定める一連の規定に適合するものであることの認定を受けた型式による建築物の部分を有する建築物に係るものを除く。）とする。 一　（略） 二　建築基準法第二十条第一号の認定に係る構造方法を用いる建築物にあつては、建築基準法施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書 三・四　（略） ２　（略） （構造設計一級建築士への法適合確認） 第十七条の十七の二　法第二十条の二第二項の規定による確認は、次に掲げる図書及び書類の審査により行うものとする。 一・二　（略） 三　建築基準法第二十条第二号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合にあつては、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機（入出力装置を含む。）に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等 四　（略）

2

（略）

2

（略）

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（令別表㈠項から㈩項までに掲げる処分等に類する処分等） 第十八条の十　（略） ２　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十五項の規定による要請 二　（略）	（令別表㈠項から㈩項までに掲げる処分等に類する処分等） 第十八条の十　（略） ２　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十三項の規定による要請 二　（略）

○浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和六十年建設省令第十一号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（認定の申請） 第一条　（略） ２　法第十四条第二項に規定する国土交通省令で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の型式適合認定書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式適合認定書の写しを第一号から第六号までに掲げる図書とみなし、同法第六十八条の十一第一項又は第六十八条の二十二第一項の認証を受けた者が製造する浄化槽（当該認証に係るものに限る。）に関して型式部材等製造者認証書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式部材等製造者認証書の写しを第一号から第八号までに掲げる図書とみなす。 一～十　（略） ３・４　（略）	（認定の申請） 第一条　（略） ２　法第十四条第二項に規定する国土交通省令で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第一項の認定を受けた型式の型式適合認定書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式適合認定書の写しを第一号から第六号までに掲げる図書とみなし、同法第六十八条の十一第一項又は第六十八条の二十三第一項の認証を受けた者が製造する浄化槽（当該認証に係るものに限る。）に関して型式部材等製造者認証書の写しを添付した申請書にあつては、当該型式部材等製造者認証書の写しを第一号から第八号までに掲げる図書とみなす。 一～十　（略） ３・４　（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（計画の認定の申請） 第二十八条　（略） 2～8　（略） 9　高さが六十メートルを超える建築物に係る法第十七条第三項の計画の認定の申請書にあっては、第一項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一項第一号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。 10　第三項の認定の申請書にあっては、建築基準法第二十条第一項第一号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(は)項及び同項の表三の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 11　（略）	（計画の認定の申請） 第二十八条　（略） 2～8　（略） 9　高さが六十メートルを超える建築物に係る法第十七条第三項の計画の認定の申請書にあっては、第一項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一号の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。 10　第三項の認定の申請書にあっては、建築基準法第二十条第一号の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(は)項及び同項の表三の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 11　（略）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（建設住宅性能評価書の交付等） 第七条　（略） ２　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。 一～四　（略） 五　申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。 ３～６　（略） （国土交通大臣が行う試験の手数料の額） 第九十九条　（略） ２　次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　建築基準法第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）の認定のための	（建設住宅性能評価書の交付等） 第七条　（略） ２　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。 一～四　（略） 五　申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。 ３～６　（略） （国土交通大臣が行う試験の手数料の額） 第九十九条　（略） ２　次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一　建築基準法第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）の認定のための

審査に必要な試験を受けようとする場合　申請一件につき、前項の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

二・三　（略）

審査に必要な試験を受けようとする場合　申請一件につき、前項の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

二・三　（略）

○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（定期点検） 第一条　（略） ２　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。 第二条　（略） ２　建築基準法第十八条第十八項（同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。	（定期点検） 第一条　（略） ２　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。 第二条　（略） ２　建築基準法第十八条第十六項（同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。